事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-07	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	菅谷	内線	2683

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	障害者施設介護・訓練等給付費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成 18 年度	根拠法令等	障害者総合支援法
終期設定	○ 有 ● 無 年度		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

・障がい者が、在宅では十分に援護を受けることができなかったり、また自立のための特別な治療や訓練を行うために、施設に入所もしくは通所し、当該障がい者の福祉の向上及び自立を図る。
・進行性筋萎縮症の身体障がい者に対して、指定の医療機関に入院して療養とあわせて必要な訓練等を行い、その福祉の増進を図る。

対象者等

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、在宅生活の困難な者、または更生訓練等を必要とする者

内容

【自立支援給付】
・自立訓練 … 身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う。
・就労移行支援 … 就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。
・就労継続支援 … 就労の機会を提供、生産活動その他の活動の機会を提供し、知識及び能力向上のための訓練等を行う。Ａ型（雇用型）とＢ型（非雇用型）がある。
・施設入所支援 … 施設に入所する障がい者に対し、主に夜間の介護を行う。
・療養介護 … 医療を要する障がい者に対し、機能訓練、療養上の管理、介護を行う。
・生活介護 … 常時介護が必要な方に、昼間に食事や入浴、排せつ等のサービスを提供する。
・就労定着支援 … 一般就労移行者の移行後の生活面に係る支援を行う。
※利用者負担額:施設入所については、生活保護及び非課税世帯は0円。課税世帯は上限月額37,200円と自己負担割合相当額（1割）を比較して低額な方。ただし通所サービスは、区独自軽減策により3%負担。

経過

昭和49年 4月 措置制度による施設措置開始
平成15年 4月 支援費制度（施設訓練等支援費）開始 措置から契約へ
平成18年 4月 障害者自立支援法施行、食費等実費負担導入 ※同10月全面施行
平成21年 4月 報酬改定
平成24年 3月 旧法施設の経過措置終了
平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定
平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる
平成30年 4月 障害者総合支援法改正により、新たなサービス「就労定着支援」の追加

必要性

在宅生活の困難な障がい者の居住場所の確保、自立した生活のための訓練又は就労のための訓練として、必要である。

実施方法

（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）
【審査・決定】直営
【支払】東京都国民健康保険団体連合会

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	療養機関入所者数（人）	21	21	21	21	21	※24年度以降、18歳以上の旧障害児施設入所者を含む
②	施設入所者数（人）	154	157	153	155	155	※24年度以降、18歳以上の旧障害児施設入所者を含む
③	施設通所者数（人）	554	572	612	572	550	※24年4月から作業所ボンエルフ含む

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	1,231,340	1,291,395	1,577,338	1,515,681	1,525,179	1,595,995	1,849,290
決算額（30年度は見込み）	1,231,088	1,286,324	1,387,510	1,440,668	1,496,694	1,553,485	1,849,290

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
療養介護対象者数(人)	21	21	21	21	21	21	21
施設入所者数(人)	144	154	153	154	157	153	155
施設通所者数(人)	469	490	539	554	572	572	550

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	自立支援給付費	1,496,694	扶助費	自立支援給付費	1,553,485	扶助費	自立支援給付費	1,849,290

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用 給与関係費	1,469	1,066	▲ 403	行政収入 地方税	0	0	0
物件費	0	0	0	国庫支出金	1,055,262	1,076,087	20,825
維持補修費	0	0	0	都支出金	375,589	541,078	165,489
扶助費	1,496,694	1,553,485	56,791	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,430,851	1,617,165	186,314
賞与・退職給与引当金繰入額	75	116	41	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 67,387	62,498	129,885
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	1,498,238	1,554,667	56,429	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 67,387	62,498	129,885
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 67,387	62,498	129,885

備考	・障害福祉サービス利用者の増に伴い、行政費用（扶助費）が増となっている。行政収入については、障害者総合支援法事業負担金（国・都）を受入れている。
問題点・課題	○特別支援学校卒業者の進路先の確保のため、人員配置等を考慮した上で定員の拡大を検討していく。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	尾久生活実習所の定員を60名から63名に拡大する。 荒川生活実習所の定員を40名から42名に拡大する。	尾久生活実習所及び荒川生活実習所の定員拡大を実施した。	荒川生活実習所の定員を42名から45名に拡大する。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
	法定事業
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-08	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	ホームヘルプサービス費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	芝沼	内線	2691

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-02	ホームヘルプ事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成 40 年度	根拠法令等	障害者総合支援法
終期設定	○ 有 ● 無 年度		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系			
	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

常時介護を必要とする心身障がい者（児）にホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助などの日常生活を営むにあたって必要なサービスを行うことで、心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にする。

対象者等

日常生活を営むことに支障のある心身障がい者（児）。ただし、介護保険対象者は介護保険制度が優先。介護保険制度によるサービスで補えない重度（1級）の者については、上乗せの対象とする。

内容

【支援の種類（介護給付）】
・居宅介護（障害支援区分1以上※ただし身体介護を伴う通院等介助は区分2以上）・・・自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う（身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助）
・重度訪問介護（障害支援区分4以上）・・・重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴等の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行う
・行動援護（障害支援区分3以上）・・・自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援を行う
・同行援護（障害支援区分不要※ただし身体介護を伴う場合は区分2以上）・・・視覚障がいで移動に著しい困難を有する人に、外出時の移動の援護や必要な情報の提供を行う
【利用者負担額】生活保護及び非課税世帯：0円、課税世帯：上限月額（37,200円、9,300円、4,600円）と自己負担割合相当額（1割）とを比較して低額な方。ただし、区独自軽減策により3%負担。

経過

平成15年 4月　支援費制度（居宅介護）開始（精神・難病を除く）
平成18年 4月　障害者自立支援法施行（介護給付）
平成18年10月　日常生活支援⇒重度訪問介護
平成24年 4月　障害者自立支援法改正、報酬改定
平成25年 4月　障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる
平成26年 4月　重度訪問介護の対象拡大（重度身体障がい者に加え重度知的障がい者、重度精神障がい者も対象となる）
平成27年 4月　報酬改定
平成29年 4月　報酬改定(処遇改善加算)
平成30年 4月　報酬改定

必要性

心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にするために必要である。

実施方法

（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）

【支払】東京都国民健康保険団体連合会に支払事務を大部分委託している
【サービス提供】都指定居宅介護事業者

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	居宅介護 利用実人数(人)	379	428	425	440	450	
②	重度訪問介護 利用実人数(人)	31	29	30	30	35	
③	同行援護 利用実人数(人)	85	102	89	105	100	

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	心身障害者(児)が在宅生活を送るために推進する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	539,804	565,829	593,369	582,467	534,690	558,821	545,495
決算額（30年度は見込み）	519,246	518,006	515,443	516,444	534,690	550,561	545,495

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
居宅介護 利用時間数（時間）	77,369.7	70,576.8	68,050.3	69,640.2	43,906.8	74,328.0	72,640.6
重度訪問介護 利用時間数（時間）	87,845.5	82,265.5	82,017.0	75,935.0	74,343.0	69,240.0	72,978.8
同行援護 利用時間数（時間）	23,954.0	26,449.0	25,502.0	25,468.5	25,683.5	25,888.0	25,444.2

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	534,690	扶助費	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	550,561	扶助費	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	545,495

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用	給与関係費	1,469	1,066	▲ 403	行政収入 地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	111,099	283,900	172,801
	維持補修費	0	0	0	都支出金	131,972	148,490	16,518
	扶助費	534,690	550,561	15,871	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	243,071	432,390	189,319
	賞与・退職給与引当金繰入額	75	116	41	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 293,163	▲ 119,353	173,810
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	536,234	551,743	15,509	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 293,163	▲ 119,353	173,810
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 293,163	▲ 119,353	173,810

備考

行政費用は給与関係費が少ない一方で、扶助費、賞与・退職給与引当金繰入額が増加している。行政収入は、自立支援給付費国庫負担金283,900千円、自立支援給付費都負担金148,490円収入があった。

問題点・課題

○管理者とサービス提供責任者の責務と義務、契約書・サービス内容等について、ホームヘルプ事業の理解、周知徹底をさらに図る必要がある。
○利用者負担については、区独自の軽減策を実施しているが、介護保険制度移行者について利用者負担（1割）が新たに発生してしまう課題がある。総合支援法の見直しによりこれを是正する仕組みが設けられるので、今後の国の動向にも注視していく。また、介護保険制度移行者がこれまで受けていた障害福祉サービスと同等のサービス量を利用できていない問題も残されており、対応を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	実地検査を行うにあたり、適切なサービス提供について確認し、障がい者の社会参加の促進が図れるよう指導していく。	障がい者の社会参加促進のため、指導を適切に行った。	障がい者の社会参加促進のための適切な指導を継続し行う。
②			
③			

他区の実施状況

（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-09	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	障がい者グループホーム費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	竹澤	内線	2693

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-03	グループホーム事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成 15 年度	根拠法令等	障害者総合支援法、荒川区障害者グループホーム支援事業実施要綱等	
終期設定	○ 有 ● 無 年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画	

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

グループホームの入居者に対して家賃助成を行うとともに、共同生活援助を行う事業所の運営に係る経費の一部を助成することにより、グループホームの安定的な運営を確保し、障害者の地域社会における自立した生活の促進を図る。

対象者等

【サービス利用対象者】日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴、相談等の日常生活上の援助が必要な者
【運営費助成対象者】指定を受けたグループホーム事業者

内容

【運営費の助成】
・支給決定した障がい者が共同生活援助サービスに要した費用（9割）を、事業者に訓練等給付費として支給する。（都内事業者に対しては、訓練等給付費の他、運営助成として都加算を行う）
・グループホームを新設又は増設する事業者に対し、開設準備経費を助成する。
基準額：309,000円（備品購入費、備品購入に伴う設備設置費）
【入居者の家賃助成】
＜知的・身体障がい者・難病患者＞
①所得月額73,000円未満　…月額24,000円を限度に本人に助成
②所得月額73,000円以上97,000円未満…月額12,000円を限度に本人に助成
＜精神障がい者＞施設借上費として、入居者１室あたり月額69,800円を限度に事業所に助成
【利用者負担】　障害福祉サービス費（1割負担）、家賃、食費、共益（光熱水）費等の実費

経過

平成14年度まで　都及び区においては、国の措置制度の単価に上乗せ（89,000円／月）
平成15年度以降　支援費制度により「契約制度」へ移行し、都の単価93,700円に引き上げ
平成18年 4月　障害者自立支援法に移行、単価が日額化
平成19年 4月　精神障害者グループホーム事業を統合
平成21年 4月　報酬改定（同10月にグループホームの入居者に身体障がい者が追加される）
平成24年 4月　障害者自立支援法改正、報酬改定
平成25年 4月　障害者自立支援法改正、(略称)障害者総合支援法となる
平成26年 4月　ケアホームがグループホームに一元化、報酬改定
平成27年 4月　報酬改定
平成30年 4月　報酬改定

必要性

障がい者が地域において自立した生活を営むことを支援する事業として、グループホームにおける居住の場や、食事の提供、健康管理、金銭管理等日常生活に必要な支援や指導は不可欠である。

実施方法

（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）
【支給決定・支払】　直営
【共同生活援助サービス提供】指定障害福祉サービス事業者が実施

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	年間実施利用者（人）	177	161	171	175	177	
②							
③							

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
重点的に推進	重点的に推進	障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を推進する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	292,388	348,843	465,699	469,507	478,928	510,525	565,518
決算額（30年度は見込み）	308,413	334,718	376,711	431,606	471,363	495,788	565,518

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
利用者（人）	151	155	157	177	161	171	175
家賃助成対象者（人）	63	72	72	77	87	89	93

予算・決算の内訳

平成28年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	平成29年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	平成30年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
扶助費	国単価、都加算、家賃助成等	471,363	扶助費	国単価、都加算、家賃助成等	495,788	扶助費	国単価、都加算、家賃助成等	565,518

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用	給与関係費	3,011	2,630	▲ 381	行政収入 地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	76,105	189,464	113,359
	維持補修費	0	0	0	都支出金	90,148	95,006	4,858
	扶助費	471,363	495,788	24,425	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	166,253	284,470	118,217
	賞与・退職給与引当金繰入額	154	285	131	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 308,275	▲ 214,233	94,042
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	474,528	498,703	24,175	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 308,275	▲ 214,233	94,042
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 308,275	▲ 214,233	94,042

備考	・行政収入については、障害者総合支援法事業負担金（国・都）及び、障害者施策推進区市町村包括補助（都加算分）を受入れている。
問題点・課題	・国の施策において施設から地域生活への移行が今後の流れとなり、病院及び施設退所後の受け皿としてグループホームの需要が伸びている。 ・親なきあとの居住確保のために、グループホームの需要増加が見込まれており、今後も区内に充実させる必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区内にグループホームを充実させるため、事業者に運営支援を行い、障がい者が住み慣れた地域で生活できる環境を整備する。	グループホームを開設しやすいよう、事業者に対し開設手順を丁寧に説明し、町会への橋渡しなどもきめ細かく協力した。	事業者のグループホーム運営を引き続き支援し、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備する。
②			
③			

他区の実施状況	
	（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）
	法定事業

議会質問状況（要旨）	
	平成27年度 6月会議　「障害者支援について（グループホームの充実）」 平成28年度 9月会議　「日暮里地区のグループホーム早期開設ほか」 平成28年度11月会議　「障がい者施設に関する支援について」 平成29年度 6月会議　「区独自の運営費補助について」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-10	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	短期入所給付費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	小林	内線	2693

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-04	短期入所事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成 15 年度	根拠法令等	障害者総合支援法、東京都障害者（児）短期入所事業取扱要領	
終期設定	○ 有 ● 無 年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	○ 計画	● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

在宅の心身障がい者（児）を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合に、短期入所施設を利用することで家族の負担軽減を図るほか 、短期入所事業に要する経費に対し、一部を補助し、事業の円滑な執行を図る。

対象者等

【短期入所サービス利用対象者】身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している者。ただし、児童については、それぞれの手帳所持者に準ずる者も対象とする。
【運営費助成対象者】指定を受けた短期入所事業者

内容

【サービス内容】
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）施設で、入浴・排せつ・食事等の介護を行う。
【利用者負担】
障害福祉サービス費（1割）だが、区の独自軽減策により3%負担
【運営費助成】
・支給決定を受けた障がい者（児）が短期入所サービスに要した費用（9割）を事業者に介護給付費として支給する。
・障害支援区分及び事業者の級地区分に利用日数を乗じた額の加算を行う。（都加算）

経過

平成14年度まで	身体・知的障がい者→区に申請し、都心障センターで利用調整 障がい児→児童相談所に直接申請
平成15年 4月	支援費制度の導入により、区が実施主体となる。
平成18年 4月	障害者自立支援法の成立により介護給付の短期入所事業となる（精神障がい含む）
平成21年 4月	報酬改定
平成24年 4月	障害者自立支援法改正、報酬改定
平成25年 4月	障害者自立支援法改正、（略称）障害者総合支援法となる
平成26年 4月	消費税率改定による報酬改定
平成27年 4月	報酬改定
平成30年 4月	報酬改定

必要性

常に在宅で障がい者（児）を介護している者の身体的精神的負担は大きい。介護している者が、疾病等で介護が困難となった場合に、障がい者を一時的に保護することにより、在宅介護の質の向上を図る。

実施方法

（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）
【支給決定・支払】 直営
【短期入所サービス提供】指定障害福祉サービス事業者が実施する

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	利用者数（人）	127	117	132	135	135	
②	利用総日数（日）	11,379	11,532	11,639	11,650	11,650	
③							

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	90,162	103,801	135,989	145,923	153,422	169,272	149,985
決算額（30年度は見込み）	74,504	103,800	133,134	144,924	143,591	146,758	149,985

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
利用者数（人）	98	107	115	127	117	132	135
利用総日数（日）	5,528	8,417	10,899	11,379	11,532	11,639	11,650

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	短期入所給付費	143,591	扶助費	短期入所給付費	169,402	扶助費	短期入所給付費	149,985

（単位：千円）

行政コスト計算書

勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用 給与関係費	1,469	1,066	▲ 403	行政収入 地方税	0	0	0
物件費	0	0	0	国庫支出金	25,024	78,034	53,010
維持補修費	0	0	0	都支出金	47,914	45,937	▲ 1,977
扶助費	143,591	146,758	3,167	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	72,938	123,971	51,033
賞与・退職給与引当金繰入額	75	116	41	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 72,197	▲ 23,969	48,228
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	145,135	147,940	2,805	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 72,197	▲ 23,969	48,228
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 72,197	▲ 23,969	48,228

備考	・行政収入については、障害者総合支援法事業負担金（国・都）を受入れている。
問題点・課題	-

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	―	―	―
②			
③			

他区の実施状況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
	法定事業								
議会質問状況（要旨）									

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-14	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	日常生活用具給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	小林	内線	2693

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		
	01-03-02	日常生活用具給付事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 30年度　○ 29年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和　○ 平成　44 年度	根拠法令等	障害者総合支援法、荒川区障害者（児）日常生活用具給付等要綱等
終期設定	○ 有　● 無　年度		
実施基準	● 法令基準内　● 都基準内　● 区独自基準	計画区分	○ 計画　● 非計画

行政評価事業体系			
	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

在宅の心身障がい者（児）及び難病患者に対し、各種の日常生活用具を給付することにより、障がい者及び難病患者本人の生活を容易にし自立を高めるとともに、介護する者を支援する。

また、ストーマ造設術受術者に対し、身体障害者手帳交付までの間、装具の購入費の一部を助成することにより、当該者の経済的負担を軽減し、社会復帰等の促進を図ることを目的とする。

対象者等

区内に居住する重度の心身障がい者（児）及び難病患者で、給付種目により対象者は異なる。

内容

【給付種目】・障がい者（児）　…　国基準6種目（53品目）
①介護・訓練支援用具　…特殊寝台（基準額：162,800円）等
②自立生活支援用具　…入浴補助用具（基準額：90,000円）等
③在宅療養等支援用具　…ネブライザー（基準額：36,000円）等
④情報・意思疎通支援用具…ポータブルレコーダー（基準額85,000円）等
⑤排泄管理支援用具　…蓄便袋（基準額：8,858円）等
⑥住宅改修費　…小規模住宅改修（基準額：200,000円）
・難病患者 …　国基準（18品目）　動脈血中酸素飽和度測定器（基準額：157,500円）等

【給付方法】　障がい者（児）等からの日常生活用具の申請に基づき、給付対象品目の給付を行う。
用具の給付については業者に委託する。

【利用者負担】　原則、総費用額又は基準額の1割負担。世帯の収入状況により負担上限額あり。

経過

昭和44年　事業開始（給付品目・対象者は、国・都の改正に合わせて随時修正）
平成16年 4月　品目ごとに耐用年数導入
平成18年 1月　利用者負担改定（非課税世帯0円→1,100円）
平成18年10月　障害者自立支援法施行により、地域生活支援事業に位置付け、品目を整理
補装具より移行…歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具
補装具へ移行…重度障害者用意思伝達装置
※ストマ用装具　…　対象者190人、件数733件　影響額6,110,488円（H18実績）
平成22年 4月　利用者負担改定（非課税世帯1,100円→0円）
平成25年 4月　障害者自立支援法改正　難病患者の日常生活用具が障害者総合支援法の対象となる
平成27年 4月　品目内容及び利用者負担額基準の改定、手帳交付前のストーマ購入費助成事業開始
平成29年12月　品目追加（人工鼻）

必要性

障害者総合支援法第77条に規定する地域生活支援事業の必須事業であり、障がい者の在宅生活や自立した生活に重要であり、介護者の負担軽減にも寄与する。

実施方法

（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合　○ 常勤　○ 非常勤　○ 臨時職員 ）

【決定・支払】直営　【給付】業者委託

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	給付件数・児童分（件）	28	24	26	28	42	一般及びストーマ
②	給付件数・成人分（件）	2,680	2,843	3,002	3,200	3,700	一般及びストーマ
③	給付件数・難病分（件）	1	2	9	10	6	

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	31,309	31,442	33,405	37,691	34,975	35,731	37,110
決算額（30年度は見込み）	31,074	28,814	26,664	32,054	32,737	35,127	37,110

実績の推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	給付件数・児童（件）	52	46	25	28	18	26	28
	給付件数・成人（件）	2,797	2,568	2,592	2,680	2,843	3,002	3,200
	給付件数・難病（件）	4	2	1	1	2	9	10
	ストーマ購入費助成（件）	－	－	－	26	59	31	60

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	児童分、成人分、難病分	32,737	扶助費	児童分、成人分、難病分	35,127	扶助費	児童分、成人分、難病分	37,110

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用	給与関係費	2,743	2,132	▲ 611	行政収入 地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	8,015	8,095	80
	維持補修費	0	0	0	都支出金	4,007	4,050	43
	扶助費	32,737	35,127	2,390	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	12,022	12,145	123
	賞与・退職給与引当金繰入額	140	231	91	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 23,598	▲ 25,345	▲ 1,747
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	35,620	37,490	1,870	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 23,598	▲ 25,345	▲ 1,747
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 23,598	▲ 25,345	▲ 1,747

備考	・行政収入については、地域生活支援事業補助金（国・都）を受入れている。
問題点・課題	○今後も利用者のニーズや機器の進化等に合わせ、必要に応じた用具の種目や基準額について検討していく必要がある。 ○平成27年度から開始したストーマ購入費助成事業について、引き続き周知・案内を徹底し制度の定着を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、改定内容について、周知や案内を行い制度の定着につなげる。	引き続き、改定内容について、周知や案内を行い制度の定着につなげる。	引き続き、改定内容について、周知や案内を行い制度の定着につなげる。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
	法定事業
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-15	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	移動支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	小林	内線	2693

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		
	01-03-03	移動支援事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成 61 年度	根拠法令等	障害者総合支援法 荒川区障害者(児)移動支援費支給事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	○ 計画	● 非計画

行政評価事業体系			
	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

障がい者及び障がい児が外出する際の移動を支援することにより、外出が困難な障がい者等の通院、通学、社会参加を促し、もって障がい者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。

対象者等

①手帳所持者（身体障がいについては視覚障がい者及び1～3級の両上肢・両下肢機能障がい者等）
②自立支援医療（精神通院医療に限る）の対象となる者③区内の特別支援学級、学童クラブ、通所介護施設、特別支援学校等に在籍する障がい者等④その他区長が必要と認める者

内容

【実施内容】　障害者総合支援法の地域生活支援事業として実施。

【荒川区独自施策】　通学の為の移動支援、介護施設等への移動支援を認める。利用者負担無し。

【利用方法】　申請→決定→受給者証交付→事業者と契約・利用
（ただし、提供時間数を超えて利用した分については自己負担とする）

※支援費制度（平成18年9月まで）においては、身体介護が必要な利用者はホームヘルプ（身体介護を伴う移動支援）利用をしていた。

経過

昭和61年 4月　視覚障害者ガイドヘルプ事業開始
平成14年10月　知的障害者ガイドヘルプ事業開始
平成15年 4月　支援費制度居宅介護事業に移行
平成18年10月　障害者自立支援法地域生活支援事業に移行
平成23年10月　法改正により、重度視覚障がい者の移動支援が同行援護に移行

必要性

心身障がい者の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担軽減を図り、在宅生活の継続を可能とするため必要である。

実施方法

（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）

【決定・支払】直営
【サービス提供】移動支援事業者80社・荒川区社会福祉協議会

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	移動支援提供時間数(時間)	98,988	99,430	103,355	105,409	122,462	
②	身体介護を伴う移動支援提供時間数(時間)	80,104	84,801	83,711	85,381	97,969	
③	身体介護を伴わない移動支援提供時間数(時間)	18,884	21,201	19,644	20,028	24,493	

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	障がい者の社会参加を促進するために重要な事業である。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	249,865	263,579	301,451	330,116	326,451	340,583	347,112
決算額（30年度は見込み）	229,242	262,758	288,158	315,252	320,740	336,568	347,112

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
移動支援利用時間数(時間)	78,319	85,279.5	92,476	98,988	99,430	103,355.5	105,409
移動支援実利用者数（人）	412	404	459	464	485	487	487

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	移動支援	320,740	扶助費	移動支援	336,568	扶助費	移動支援	347,112

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用	給与関係費	7,884	9,524	1,640	行政収入 地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	83,189	102,668	19,479
	維持補修費	0	0	0	都支出金	46,902	56,310	9,408
	扶助費	320,740	336,568	15,828	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	130,091	158,978	28,887
	賞与・退職給与引当金繰入額	403	1,034	631	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 198,936	▲ 188,148	10,788
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	329,027	347,126	18,099	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 198,936	▲ 188,148	10,788
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 198,936	▲ 188,148	10,788

備考	行政費用は給与関係費・扶助費・賞与・退職給与引当金繰入額が増加している。行政収入は、地域生活支援事業補助金(国庫分) 102,668千円、地域生活支援事業補助金（都分）51,169千円、障害者施策推進市区町村包括補助事業（都分）5,141千円収入があった。
問題点・課題	居宅介護サービスと移動支援との区別が曖昧な事業所や利用者が見られる。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、事業者が正確に請求できるよう、問合せに対して的確に対応する。	引き続き事業者が正確に請求できるよう、問合せに対して的確に対応した。	引き続き事業者が正確に請求できるよう、問合せに対して的確に対応していく。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区） 法定事業
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-17	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	訪問入浴サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	塚原	内線	414

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-03-05	訪問入浴サービス事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成 60 年度	根拠法令等	障害者総合支援法、荒川区心身障害者入浴サービス事業実施要綱等	
終期設定	○ 有 ● 無 年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	○ 計画	● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

家庭において入浴困難な重度な心身障がい者に対し、入浴の機会を提供することにより、障がい者の健康の増進をはかり、もって心身障がい者福祉の向上に資することを目的とする。

対象者等

下肢または体幹機能障がいに係わる障がいが3級以上の身体障がい者および2度以上の知的障がい者で入浴することが困難な者。ただし、65歳以上及び40～64歳の特定疾患者については介護保険の対象とする。

内容

①入浴サービスは、巡回入浴車を派遣し、浴槽を居宅に搬入したうえでサービスを行う。ただし、利用者の状態で実施できない場合に限り、施設での入浴サービスを実施する。（看護師、介助員計3名で対応）
②入浴サービスは、洗体、洗髪及び洗顔を行う。これらが実施できない場合は清拭で対応する。
③入浴の実施回数は年間52回（原則週1回実施）
④利用者負担は入浴サービスについてはなし

経過

昭和60年 4月　事業開始（実施回数年間16回）
昭和61年 4月　実施回数年18回に増
平成元年 4月　実施回数年24回に増
平成 4年 4月　支給対象拡大（身体下肢、体幹3級以上、知的2度以上）、実施回数年30回に増
平成 6年 4月　実施回数年36回に増
平成 8年 4月　感染症対策・理容サービス併用を追加する。
平成12年 4月　介護保険対象除外とし利用者負担導入する。
平成13年 4月　国・都の補助対象事業にするため荒川たんぽぽセンターに事業を移行する。
平成13年10月　あわせて施設入浴サービスを実施する。
平成18年 4月　実施回数年52回に増
平成19年 4月　地域生活支援事業となり、利用負担額を無料とする。

必要性

家庭で入浴困難な障がい者が、地域生活する上で、入浴は欠かせない基本的な要素である。

実施方法

（ 3委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）

指名競争入札による。
平成17年度からアースサポート株式会社に委託

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	延べ入浴利用回数（回）	391	419	364	450	450	
②	登録人数（人）	11	11	11	12	12	
③							

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	6,603	6,471	5,791	5,763	4,385	3,726	4,460
決算額（30年度は見込み）	5,683	4,743	3,863	3,410	3,939	3,494	4,460

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
訪問入浴実施回数（回）	611	510	443	391	419	364	450
登録人数（人）	17	16	11	11	11	11	12

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	入浴サービス委託料	3,939	委託料	その他の委託料	3,494	委託料	その他の委託料	4,460

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用 給与関係費	2,056	1,777	▲ 279	行政収入 地方税	0	0	0
物件費	3,939	3,494	▲ 445	国庫支出金	1,249	1,222	▲ 27
維持補修費	0	0	0	都支出金	624	627	3
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,873	1,849	▲ 24
賞与・退職給与引当金繰入額	105	193	88	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 4,227	▲ 3,615	612
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	6,100	5,464	▲ 636	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 4,227	▲ 3,615	612
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 4,227	▲ 3,615	612

備考	・訪問入浴サービスの業務委託料が行政費用（物件費）の全額を占めている。行政収入としては、地域生活支援事業補助金（国・都）を受入れている。
問題点・課題	○訪問巡回入浴の利用者数と延べ実施回数は減少傾向にある。施設入浴の利用者が増加していることや、重度障がい者で在宅から施設への入所に移行する方の増加によるものと考えられる。引き続き訪問入浴のニーズを把握し、必要な方に必要なサービスを提供していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	サービスの利用対象者に適宜情報提供をして、必要なサービスを提供できるようにしていく。	地域での相談から入浴が困難な方の状況を把握し、訪問入浴の情報を提供していった。	訪問入浴サービスについてより広く情報提供ができるよう図っていく。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-19	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	自動車運転免許取得・改造助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	中村	内線	2693
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-03-07	自動車運転免許取得・改造助成事業費			
事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成 56 年度	根拠法令等	障害者総合支援法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市		
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援		

目的

心身障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、心身障がい者の日常生活の利便と 生活圏の拡大を図るとともに、重度身体障がい者が運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

対象者等

【免許助成】身体障害者手帳3級以上の者及び愛の手帳4度以上の者で次に該当する者。①区内に3か月以上居住し試験の受験資格を有し、試験に合格の者。前年所得額が40万以下の者　【改造助成】18歳以上の区内在住者で自ら所有・運転し車の一部を改造する必要がある者

内容

【運転免許助成】（対象経費）　入所料、技能・学科教習費及び教材費に相当する経費
（助成額）・ 実際に要した経費の2/3と限度額を比較し、少ない方を助成
（前年本人所得税額により限度額設定）所得税非課税＝164,800円、
所得税42,000円以下＝144,200 所得税42,001円以上400,000円以内＝123,600円
ただし限定解除は20,600円（※限定解除：総重量等による限定を解除する場合。
持ち込み車両の重量等の制限及び運転適性検査の際の制限の更新などにより免許証の限定を緩和する場合）

【自動車改造費助成】
（対象経費）　自動車の操行装置及び駆動装置の改造に要する経費
（助成額）　助成限度133,900円　（都基準額）　（助成額と改造費用の差額は自己負担）

経過

【運転免許助成】
平成14年 6月　対象者に「愛の手帳4度以上の者（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難な者）」を追加した。

必要性

心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大及び社会復帰の促進に寄与している。

実施方法

（ 3委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）

自動車運転免許の取得及び自動車改造に要する費用を助成する。

指標

	事務事業の成果とする指標名	27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	自動車運転教習助成者数（人）	3	1	1	2	2	
②	自動車改造費助成者数（人）	1	1	2	1	1	
③							

事務事業の分類 30年度	事務事業の分類 31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	598	433	639	608	464	608	464
決算額（30年度は見込み）	464	299	638	608	262	288	464

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
教習費助成者数（新規免許）（人）	2	1	4	3	1	0	2
教習費助成者数（限定解除）（人）	0	0	0	0	0	1	0
自動車改造費助成者数（人）	1	1	0	1	1	2	1

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	運転教習費	262	扶助費	運転教習費	288	扶助費	運転教習費	464

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用	給与関係費	955	711	▲ 244	行政収入 地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	262	288	26	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	49	77	28	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 1,266	▲ 1,076	190
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,266	1,076	▲ 190	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 1,266	▲ 1,076	190
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 1,266	▲ 1,076	190

備考	・行政費用については、改造費・教習費助成に係る扶助費が大半を占めている。
問題点・課題	―

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	―	―	―
②			
③			

他区の実施状況	（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区） 【運転教習費助成】旧都基準上乗せ実施　３区（目黒・渋谷・江戸川）【自動車改造費助成】　３区（中央・目黒・江戸川）
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-21	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	中村	内線	2693

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		
	01-05-01	重度脳性麻痺者介護人派遣事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成 60 年度	根拠法令等	荒川区重度脳性麻痺者介護遣事業運営要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度			
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	○ 計画	● 非計画

行政評価事業体系			
	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的	重度の脳性麻ひ者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、もって重度脳性麻ひ者の福祉の増進を図ることを目的とする。
対象者等	区内に在住の方で20歳以上の重度脳性麻痺者でその程度が身体障害者手帳1級であり、単独で屋外活動が出来ない者。障害者総合支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）の支給決定又は、介護保険制度における訪問介護若しくは通所介護サービスを受けている場合には適用しないものとする。
内容	【介護人】対象者の推薦による家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定 【派遣回数】月12回以内 【単価】6,560円／回（自己負担なし） 【介護内容】外出介助等 【利用方法】①申請 ②審査・認定 ③登録者名簿へ記載（年度更新） ④介護券発行（毎月末に障がい者宛てに送付） ⑤請求（翌月10日までに、介護人が介護券を添付して請求）・手当支払 ※東京都重度心身障害者手当（6万円／月）との併給可
経過	昭和60年　全身性障害者介護人派遣事業と同一要綱で実施。（都単独事業） 平成 9年10月　全身性障がい者についてホームヘルプ事業に組み入れられたことにより、単独要綱（区）として事業実施（都10/10補助事業） 平成15年 4月　継続利用者を除き、支援費制度の短期入所以外のサービスとの併給禁止 平成16年 7月　①介護人を家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定 ②介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスとの併給禁止
必要性	重度の脳性麻ひ者を介護し、生活圏の拡大を図るため必要である。
実施方法	（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	利用実人数（人）	1	1	1	1	1	
②							
③							

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	1,890	945	945	945	945	945	945
決算額（30年度は見込み）	945	945	945	945	945	945	945

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
利用実人数（人）	1	1	1	1	1	1	1

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	介護人謝礼	945	報償費	介護人謝礼	945	報償費	介護人謝礼	945

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用 給与関係費	734	711	▲ 23	行政収入 地方税	0	0	0
物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	944	944	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	945	945	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	944	944	0
賞与・退職給与引当金繰入額	38	77	39	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 773	▲ 789	▲ 16
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	1,717	1,733	16	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 773	▲ 789	▲ 16
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 773	▲ 789	▲ 16

備考	・利用者数が横ばいのため、行政費用（補助費等）が横ばいとなっている。行政収入については、在宅障害者福祉事業費等補助金を受入れている。
問題点・課題	―

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	―	―	―
②			
③			

他区の実施状況	（実施 21 区　未実施 1 区　不明 0 区）
	実施区：足立・葛飾・江戸川・北・台東・墨田・江東・板橋・豊島・文京・千代田・中央・練馬・中野・新宿・渋谷・港・杉並・世田谷・品川・大田 金額加算:2区（北・練馬）、回数増：1区（練馬）、年齢引き下げ:2区（豊島・江戸川）
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-22	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	留守番看護師派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	芝沼	内線	2691

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-05-02	留守番看護師派遣事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 30年度　○ 29年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和　● 平成　21 年度	根拠法令等	荒川区重症心身障がい児者留守番看護師派遣事業実施要綱
終期設定	○ 有　● 無　年度		
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準	計画区分	○ 計画　● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

在宅で医療的ケアの必要な重症心身障がい児者に対し、留守番看護師を派遣することにより、健康の保持と安定した地域生活の確保、及び介護者の負担軽減を図る。

対象者等

区内の住所を有する者で、次のすべての要件を満たす者 ①18歳未満の時点で愛の手帳（1,2度）を取得した者、身体障害者手帳（下肢又は体幹機能障害の1,2級）を取得した者、又はこれらと同等の障がいを有する者　②医療行為を要する者　③在宅で生活している者

内容

【内　　容】看護師が対象者の自宅を訪問して、医師の指示書に基づき、介護者に代わり看護及び医療行為を行う。
【利用決定】申請書に基づき区で利用決定を行う。決定期間は1年間。
【派遣回数】週1回（1～2人体制）
【基本時間】１回あたり3時間以内（時間帯は午前9時～午後5時）
【自己負担】無料
【単価／回】［正看護師］26,600円　　［准看護師］23,990円（介護保険を横引し正看護師の9割）
【研 修 会】看護師のステップアップを図ることにより、本事業を安定的に実施するため、区内及び近隣区の訪問看護事業所と居宅介護事業所を対象に研修会を実施。
【事業報告会】本事業に対する要望や課題を把握するため、訪問看護事業者、訪問介護事業者及び保護者を対象に講演会と意見交換を実施。

経過

平成21年10月　留守番看護師派遣開始
平成22年 4月　留守番看護師派遣事業者意見交換会開催
平成23年 4月　派遣回数増（月2回→3回）
平成26年 4月　派遣回数増（月3回→週1回）

必要性

短期入所ができる施設等が少ないこと等による主介護者の負担の軽減のため、必要性が高い。

実施方法

（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合　○ 常勤　○ 非常勤　○ 臨時職員 ）

区内及び近隣区の訪問看護事業所と委託契約を交わし、利用決定者の自宅に留守番看護師を派遣する

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	留守番看護師実利用者数（人）	11	11	12	12	12	
②	留守番看護師派遣日数（日）	187	178	269	260	190	
③	留守番看護師派遣人数（人）	317	311	455	360	320	

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	7,009	6,709	6,468	8,616	8,732	12,916	9,808
決算額（30年度は見込み）	4,203	5,050	6,264	8,534	8,449	12,139	9,808

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
留守番看護師実利用者数（人）	5	6	8	11	11	12	13
留守番看護師派遣日数（日）	94	112	141	187	178	268	280

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	研修会等	13	報償費	研修会等	0	報償費	研修会等	73
需用費	お茶	2	需用費	お茶	0	需用費	お茶	2
役務費	指示書・意見書	161	役務費	指示書・意見書	36	役務費	指示書・意見書	157
委託料	留守番看護師	8,273	委託料	留守番看護師	12,103	委託料	留守番看護師	9,576

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用	給与関係費	1,836	711	▲ 1,125	行政収入 地方税	0	0	0
	物件費	8,436	12,139	3,703	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	4,354	4,928	574
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	13	0	▲ 13	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,354	4,928	574
	賞与・退職給与引当金繰入額	94	77	▲ 17	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,025	▲ 7,999	▲ 1,974
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	10,379	12,927	2,548	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,025	▲ 7,999	▲ 1,974
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,025	▲ 7,999	▲ 1,974

備考

・行政費用では、サービス利用者の増に伴い、物件費（訪問看護ステーションへの委託料）が増えている。訪問看護ステーションへの委託料は物件費全体のうち約1,210万円かかっている。行政収入では、障害施策推進区市町村包括補助を受けている。

問題点・課題

○看護事業所並びに家族と連携をとり、緊急時の対応などについて対象者全員をマニュアル化して作成していく必要がある。
○居宅介護事業所や訪問介護支援員との連携を図り、重症心身障がい児者とその家族がより安定した地域で生活が出来るように、研修会・交流会等を通し、事業についての理解を深める必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	これまで同様、継続して関係機関への緊急時の連絡体制の構築や事業周知に取り組む。	障がい児者を在宅看護するご家族の負担軽減に貢献した。	これまで同様、継続して関係機関への緊急時の連絡体制の構築や事業周知に取り組む。
②			在宅医療に関わる講師からの講演により、関係者の理解を深め、重症心身障がい児者が安心して在宅支援体制をつくる。
③			

他区の実施状況

（実施 0 区　未実施 22 区　不明 0 区）

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-23	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	補装具費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	芝沼	内線	2691

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		
	01-06-01	補装具費支給事業費
	01-06-02	中等度難聴児補聴器購入費助成事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 30年度　○ 29年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和　○ 平成　24 年度	根拠法令等	障害者総合支援法、荒川区補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱等
終期設定	○ 有　● 無　年度		
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　○ 区独自基準	計画区分	○ 計画　● 非計画

行政評価事業体系			
	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

【補装具費】身体障がい者（児）及び難病患者等の失われた機能を補うため、その部位に応じた補装具の交付又は修理を決定したときに、その費用を支給し、障がい者の福祉の増進に寄与する。
【中等度難聴児補聴器購入費助成】身体障害者手帳の交付対象外の中等度難聴児に対してコミュニケーション能力の向上等を促進するため、補聴器購入費用を一部助成し、難聴児の健全な発達を支援する。

対象者等

身体障害者手帳所持者、難病患者（障がいの部位により、交付対象は異なる）
中等度難聴児（補聴器）

内容

【補装具の種類】
・視覚障がい者　…　盲人安全つえ、義眼、眼鏡
・聴覚障がい者　…　補聴器
・肢体不自由者　…　義肢、装具、車椅子、電動車椅子等
・難 病 患 者　…　眼鏡、補聴器、リクライニング車椅子、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置
・中等度難聴児　…　基準に規定する基本構造を満たす補聴器
【支給方法】身体障がい者等からの申請に基づき、給付種目の給付にかかる費用を支給する。補装具の交付又は修理は業者が行う。本人の同意があった場合、業者による費用の代理請求・代理受領が可能。
【利用者負担】原則1割負担。世帯の課税状況等により利用者負担上限額の設定あり。（中等度難聴児補聴器購入費助成については、補装具費の利用者負担基準に準じた負担となるよう購入費用を助成する。）

経過

昭和24年	事業開始
平成15年 4月	自己負担金助成制度廃止
平成18年 4月	利用者負担改定（非課税世帯0円→1,100円）
平成18年10月	障害者自立支援法施行により、補装具費の支給制度に移行し品目整理を行った。 日常生活用具より移行…重度障害者用意思伝達装置 日常生活用具へ移行…歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストーマ用装具
平成22年 4月	利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる）
平成24年 4月	法改正により高額障害福祉サービスの合算対象となる
平成25年 4月	法改正により難病患者を支給対象者に含める
平成25年 8月	中等度難聴児補聴器購入費の助成を開始（平成25年8月21日区要綱制定）

必要性

障がいや難病・難聴より失われた機能を補うものとして補装具は不可欠であり、必要性は高い。

実施方法

（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合　○ 常勤　○ 非常勤　○ 臨時職員 ）
【決定・支払】直営
【製作・修理】業者委託

指標

	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	補装具交付（件）	282	292	281	300	300	
②	補装具修理（件）	232	207	223	230	240	
③	中等度難聴児補聴器（件）	5	5	0	3	5	

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	44,532	53,756	51,031	58,201	53,296	43,415	54,584
決算額（30年度は見込み）	44,221	50,954	38,510	39,909	50,821	38,473	54,584

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
交付（件）	305	345	304	282	292	300	300
修理（件）	179	215	222	232	207	220	240
中等度難聴児補聴器（件）	―	4	1	5	5	1	5

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	補装具	50,140	扶助費	補装具	38,473	扶助費	補装具	53,762
扶助費	中等度難聴児補聴器	681	扶助費	中等度難聴児補聴器	0	扶助費	中等度難聴児補聴器	822

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用 給与関係費	2,938	1,208	▲ 1,730	行政収入 地方税	0	0	0
物件費	0	0	0	国庫支出金	9,520	24,183	14,663
維持補修費	0	0	0	都支出金	11,454	11,046	▲ 408
扶助費	50,821	38,473	▲ 12,348	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	20,974	35,229	14,255
賞与・退職給与引当金繰入額	150	131	▲ 19	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 32,935	▲ 4,583	28,352
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	53,909	39,812	▲ 14,097	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 32,935	▲ 4,583	28,352
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 32,935	▲ 4,583	28,352

備考	・28年度と比較し、補装具の申請が少なかったため、29年度の行政費用（扶助費）が減っている。行政収入では、障害者総合支援法事業負担金（国・都）を受入れている。
問題点・課題	補装具費の支給は、法定事業であり今後も継続して実施していく必要がある。また、中等度難聴児補聴器購入費助成事業についても、中等度難聴児のコミュニケーション能力の向上等を促進するため必要な事業である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	補装具貸与制度（H30年度開始）にあたり、利用者が適切にサービスを受けることができるよう、案内等を行う。	障がい児者に補装具について適切な指導を行い、安全かつ安定した生活を送る手助けとなった。	H30年度から貸与制度が開始することから、補装具の役割についてこれまで以上に丁寧な対応を行う。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 21 区　未実施 1 区　不明 0 区）
	補装具：法定事業 中等度難聴児：実施21区　未実施1区（渋谷区）
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-24	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	岩﨑	内線	2683

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-07-01	理美容サービス事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成 61 年度	根拠法令等	荒川区心身障害者理美容サービス事業実施要綱
終期設定	○ 有 ● 無 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系			
	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

理美容店でサービスを受けることが困難な65歳未満の重度の心身障がい者に対し、理美容師を派遣してサービスを行うことにより、障がい者の保健福祉の向上を図り、もって福祉の増進に資することを目的としている。

対象者等

65歳未満で区内に住所を有し、常時寝たきり又はこれにずる状態にある者で、次の要件を備えるもの（１）下肢または体幹かかる障害の程度が1級又は2級の身体障害者手帳を有する者（２）知的障害の程度が1度または2度の愛の手帳を有する者　【所得制限なし自己負担金あり】

内容

【実施内容】
・理容師・美容師が対象者の自宅に出張し、理容（調髪及び顔そり）・美容（カット及びブロー）サービスを行う。
・対象者の認定は区が行い、その都度、荒川区社会福祉協議会に連絡する。社会福祉協議会は対象者に理美容券を交付する。
〈交付枚数〉　年間6枚、ただし6月以降は2か月に1枚の割合で減ずる。
【単　価】　5,000円
【自己負担金】　住民税が課税されている者→ 1,950円、　住民税が非課税の者→ 970円

経過

平成11年4月　対象拡大：知的障がいに係る愛の手帳1・2度を持っている者を対象とした。
平成12年4月　自己負担金導入
平成13年4月　理容サービスに美容サービスを追加
平成26年4月　サービス単価を4,850円から5,000円に変更
平成30年4月　委託先を社会福祉協議会から東京都理容生活衛生同業組合荒川支部及び東京都美容生活衛生同業組合荒川支部に変更。

必要性

理美容店を訪れることが困難な、寝たきりの重度の心身障がい者が，その生活環境を、維持・向上させる上で必要である。

実施方法

（ 3委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）

29年度は荒川社協、30年度は東京都理容生活衛生同業組合荒川支部及び東京都美容生活衛生同業組合荒川支部に委託して実施。

指標	事務事業の成果とする指標名	27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	理美容券支給者数（人）	26	27	25	27	27	
②	利用枚数（枚）	86	83	71	91	90	
③							

事務事業の分類 30年度	事務事業の分類 31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	610	548	419	375	376	412	406
決算額（30年度は見込み）	438	422	409	358	347	302	406

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
理美容券支給者数（人）	29	23	25	26	27	25	27
利用枚数（枚）	118	86	85	86	83	71	91

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事務費・事業費	347	委託料	事務費・事業費	302	需用費	印本費	13
						役務費	郵便料	4
						委託料	事業費	389

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用 給与関係費	393	501	108	行政収入 地方税	0	0	0
物件費	347	302	▲ 45	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額	20	54	34	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 760	▲ 857	▲ 97
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	760	857	97	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 760	▲ 857	▲ 97
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 760	▲ 857	▲ 97

備考	・業務委託料が物件費の全額を占めている。
問題点・課題	利用者数の減少

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	―	―	事業ＰＲに務める
②			
③			

他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-25	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	寝具洗濯乾燥消毒事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	中村	内線	2693

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-07-02	寝具乾燥消毒事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成	58 年度	根拠法令等	荒川区心身障害者寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱
終期設定	○ 有 ● 無	年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

寝たきり状態等にある65歳未満の重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図る。

対象者等

区内在住、65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を所持し、常時寝たきり等で寝具の洗濯乾燥が困難な者。

内容

【実施方法】
①利用者は区に対し申請する。
②区の審査・決定後、委託業者に対し委託通知書を送付する。
③委託業者が利用者宅から1回につき寝具1組（敷布団2枚、掛布団2枚、毛布1枚、枕1個を限度）を回収し、自己負担分の費用を徴収する。（生活保護世帯0%負担、その他10%負担）
④寝具の乾燥消毒等を行い、利用者宅へ返送する。

【実施回数】
・寝具乾燥消毒 … 年間11回
・寝具水洗い … 年間 1回

経過

昭和59年4月　対象者拡大（身体障害者手帳2級所持者）
平成 4年4月　所得制限撤廃、丸洗いに替えて水洗いの実施
平成12年4月　対象者の年齢制限、費用負担導入
平成17年4月　自己負担割合3%の経過措置廃止

必要性

寝たきり状態にある重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行うことにより、健康の保持を図るために必要である。

実施方法

（ 3委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）

業者委託にて実施

指標	事務事業の成果とする指標名	27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	登録者数（人）	1	1	1	1	1	
②	実施回数（消毒乾燥）（回）	20	20	2	11	11	
③	実施回数（水洗い）（回）	2	2	0	1	1	

事務事業の分類 30年度	事務事業の分類 31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	203	206	121	104	111	56	56
決算額（30年度は見込み）	142	44	84	91	46	7	56

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
利用実人数（人）	3	3	3	1	1	1	1
実施回数(消毒乾燥)　(回)	54	40	34	20	11	2	11
実施回数(水洗い)　(回)	3	1	2	2	1	0	1

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	寝具乾燥消毒、寝具洗濯	46	委託料	寝具乾燥消毒・寝具洗濯	7	委託料	寝具乾燥消毒・寝具洗濯	56

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用 給与関係費	955	711	▲ 244	行政収入 地方税	0	0	0
物件費	46	7	▲ 39	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額	49	77	28	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 1,050	▲ 795	255
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	1,050	795	▲ 255	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 1,050	▲ 795	255
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 1,050	▲ 795	255

備考

・利用者の減により、行政費用（物件費・業務委託料）の額が減っている。

問題点・課題

ー

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ー	ー	ー
②			
③			

他区の実施状況

（実施 19 区　未実施 3 区　不明 0 区）

実施区：千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・葛飾・江戸川

未実施区：足立・品川・練馬

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-26	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	配食サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	中村	内線	2693

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-07-03	配食サービス事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成 7 年度	根拠法令等	荒川区障害者配食サービス事業実施要綱
終期設定	○ 有 ● 無 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

在宅の重度の障がい者に対し、栄養バランスの取れた食事を提供し、障がい者の健康を食事面から支える。また、配達員が訪問することにより孤立化を防止し、重度障がい者の地域社会での自立生活を支援する。

対象者等

区内に住所を有し、65歳未満のひとり暮らしの障がい者、65歳未満の障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳未満の障がい者のみの世帯であり、次の要件に該当する者。所得制限なし。
①身体障害者手帳　上肢、体幹又は視覚障がい1～2級　②栄養補給が十分ではない者

内容

【回数】　週あたり1～7回　※昼食のみ
【事務の流れ】　①利用希望者より利用申請
②区により審査・決定
③配食業者に対し連絡
④配食業者より決定者に対し配食

経過

平成 9年 4月　対象拡大（65歳未満のひとり暮らし障がい者⇒障がい者と65歳以上の高齢者世帯、65歳未満の障がい者のみ世帯、ホームヘルパー派遣世帯）
回数増：週2回限度⇒週3回限度
平成12年 4月　所得基準による自己負担額の区分を見直し、一律400円を徴収
平成14年 4月　全地域を配食業者に委託（自己負担金は直接業者に支払）
平成16年 4月　自己負担一律400円を廃止し、区が1食あたり350円を負担することとする
回数増：週3回限度⇒週5回限度
平成18年 4月　回数増：週5回限度⇒週7回限度
平成25年 4月　見守り料350円→250円（高齢者福祉課分の回数上限撤廃による規模増のため）
平成26年 4月　見守り料250円→257円（消費税率5%から8%への変更のため）

必要性

自ら調理することが困難な重度の障がい者の地域社会においての自立生活を支える。

実施方法

（ 3委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）
【委託業務名】　障害者配食見守りサービス事業業務委託
【委託業務先】　北畔、NRE大増　ｼﾆｱﾗｲﾌｸﾘｴｲﾄ、花よりだんご ﾗｲﾄﾞｵﾝ

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	実利用者数（人）	7	8	7	7	7	
②	配食数（食）	729	667	614	936	936	
③							

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	501	563	382	324	242	254	241
決算額（30年度は見込み）	477	192	213	187	171	158	241

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実利用者数（人）	9	9	10	7	8	7	7
配食数（食）	1,362	769	829	729	667	614	936

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	業者委託（単価契約）	171	委託料	業者委託（単価契約）	158	委託料	業者委託（単価契約）	241

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用 給与関係費	588	1,066	478	行政収入 地方税	0	0	0
物件費	171	158	▲ 13	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額	30	116	86	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 789	▲ 1,340	▲ 551
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	789	1,340	551	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 789	▲ 1,340	▲ 551
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 789	▲ 1,340	▲ 551

備考	・配食サービスの利用者数に応じて、行政費用（物件費・業務委託料）は横ばいとなっている。
問題点・課題	・利用者アンケートの結果を基に、委託業者に対し、サービス改善の助言・指導を行う。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ー	ー	委託業者のサービス向上のため、利用者アンケートの内容を検討する。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区）
	実施している区はすべて民間委託
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-27	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	福祉電話事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	大塚	内線	2693

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-07-04	福祉電話事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 30年度　○ 29年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和　○ 平成　57 年度	根拠法令等	荒川区障害者（児）日常生活用具給付等要綱、荒川区福祉電話料助成事業実施要綱
終期設定	○ 有　● 無　年度		
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準	計画区分	○ 計画　● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

聴覚障がい者又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の基本料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減する。

対象者等

区内在住の生活保護又は前年分所得税非課税世帯で、身体障害者手帳1～2級を有する18歳以上65歳未満の聴覚障がい者又は外出困難な者を有する世帯。

内容

【実施方法】
(1) 自己所有の電話機
①利用者は区に申請する。
②区は決定後、助成対象者の電話料金を調査する。
（年1回利用者からＮＴＴから届いた請求書の写しを確認。）
③ 助成限度内の料金を、助成対象者に助成する。
(2) 貸与の電話機
①利用者は区に申請する。
②区は決定後、区長名義の電話機を貸与し、電話料金は公共料金として区で全額支払う。
③助成限度額を超える料金について、区は3ヶ月毎に、利用者に請求する。

経過

昭和57年 4月　事業開始（基本使用料、付加使用料、通話料助成）
平成14年 4月　通話料助成廃止
平成26年 4月　助成対象にユニバーサルサービス料を含む
付加使用料は貸与電話などに係るシルバーホン及びフラッシュベルの機能に係るものに限定

必要性

外出困難な重度身体障がい者にとって、外部との交流を図ることは困難である。福祉電話を助成をすることにより、容易に外部との交流が図れかつその機会が増えることは、障がい者にとって必要性が高い。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合　● 常勤　○ 非常勤　○ 臨時職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	助成世帯数（貸与）（世帯）	4	4	4	4	4	各年度末世帯数
②	助成世帯数（自己所有）（世帯）	19	13	14	14	14	各年度末世帯数
③							

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	990	908	722	608	529	476	468
決算額（30年度は見込み）	833	670	558	466	411	401	468

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
電話助成世帯数（貸与）（世帯）	11	7	6	6	4	4	4
電話助成世帯数（自己所有）（世帯）	27	27	17	17	13	14	14

予算・決算の内訳

平成28年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	平成29年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	平成30年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
役務費	貸与分	96	役務費	貸与分	94	役務費	貸与分	117
負担金補助等	自己所有分	314	負担金補助等	自己所有分	307	負担金補助等	自己所有分	351

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用 給与関係費	220	0	▲ 220	行政収入 地方税	0	0	0
物件費	96	94	▲ 2	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	314	307	▲ 7	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	6	3	▲ 3
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	6	3	▲ 3
賞与・退職給与引当金繰入額	11	0	▲ 11	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 635	▲ 398	237
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	641	401	▲ 240	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 635	▲ 398	237
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 635	▲ 398	237

備考

・福祉電話の利用者数に応じて、行政費用（物件費、補助費等）は横ばいとなっている。

問題点・課題

対象者が高齢者ということもあって、転出・死亡の際の報告がないケースもあり、定期的に住基システムで確認をしていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	定期的に住基システムにより対象者の異動状況を確認していく。	定期的に住基システムにより対象者の異動状況を確認した。	ケースワーカにも対象者の状況を確認する必要がある。
②			
③			

他区の実施状況

（実施 21 区　未実施 1 区　不明 0 区）

実施区：葛飾区を除くすべての区
実施区については、貸与及び自己所有の基本料助成から、設置料のみの助成まで多様である。
※北区では平成23年3月末で新規受付を終了。

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-28	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	緊急通報システム事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	廣田	内線	2694

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-07-05	緊急通報システム事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）	○ 建設事業	○ それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成 3 年度	根拠法令等	荒川区重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱等
終期設定	○ 有 ● 無 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系			
	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

重度身体障害者民間緊急通報システムを利用した緊急通報システム事業を運営することにより、緊急事態に対する重度心身障害者の不安の解消を図るとともに、住宅生活の安全を確保し、もって在宅重度身体障害者が安心して暮らし続けられるように支援する。

対象者等

18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障がい者（身体障害者手帳1・2級）

内容

ひとり暮らし等の重度身体障がい者に緊急通報機器を貸与する。
①消防庁直通方式（平成25年度まで実施）
【実施内容】　消防庁が利用者及び協力員（原則3名）に安否確認をし、利用者宅へ救助に向かう
【利用方法】　申請→消防庁に登録申請→事業者へ設置先名簿送付→消防署長へ設置計画書提出→設置
【利用者負担】新規取り付け時に機器の買い取り価格を上限として算出
（課税状況、課税額による。ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料）
②民間事業者方式
【実施内容】　民間事業者が利用者に安否確認をし、専門の警備員及び消防署に救助を依頼する
【利用方法】　申請→消防庁に登録申請→事業者が利用者と利用契約締結→事業者が利用者宅に機器設置
【利用者負担】毎月のレンタル料の3%（ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料）

経過

平成 3年 4月　事業開始
平成13年 4月　協力員活動費1,000円（現金）／月→500円（区内共通お買物券）／月へ変更
平成18年 4月　緊急通報システム新規設置者自己負担金導入
平成20年 4月　火災安全システム導入
平成22年 4月　民間事業者方式を導入
平成26年 3月　直通方式から民間方式への移行完了
平成27年 4月　委託業者変更（上陽テクノ株式会社足立営業所→志幸技研工業株式会社）
平成29年 4月　委託業者変更（志幸技研工業株式会社と富士防災警備株式会社の共同企業体の志幸富士防災共同企業体）

必要性

ひとり暮らし等の重度身体障がい者の生活の安全を確保する上で必要である。

実施方法

（ 3委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）
【委託業務名（委託先）】
緊急通報システム委託①民間方式（志幸富士防災共同企業体）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	利用者数（消防方式）（人）	0	0	0	0	0	
②	利用者数（民間方式）（人）	13	12	13	13	15	
③							

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	577	482	506	389	389	340	343
決算額（30年度は見込み）	488	471	352	318	311	307	343

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
利用者数（消防方式）（人）	9	4	0	0	0	0	0
利用者数（民間方式）（人）	14	17	15	13	12	13	13

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	システム稼働料（民間方式）	311	委託料	システム稼働料（民間方式）	307	委託料	システム稼働料（民間方式）	343

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用 給与関係費	588	426	▲ 162	行政収入 地方税	0	0	0
物件費	311	307	▲ 4	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	24	23	▲ 1
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	2	2	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	26	25	▲ 1
賞与・退職給与引当金繰入額	30	46	16	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 903	▲ 754	149
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	929	779	▲ 150	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 903	▲ 754	149
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 903	▲ 754	149

備考

行政費用では、給与関係費、物件費が減少し、賞与・退職給与引当金繰入額が増加した。行政収入は、障害者施策推進区市町村包括補助事業費23千円、緊急通報システム利用者負担2千円収入があった。

問題点・課題

○円滑な事業運営を図るため、適宜連携し運営を確実に行い一人暮らしの障害者の安心を確保する。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も委託業者と適宜連携をとり、円滑な運営を行う。	今後も委託業者と適宜連携をとり、円滑な運営を行う。	今後も委託業者と適宜連携をとり、円滑な運営を行う。
②			
③			

他区の実施状況

（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）

消防：文京区、台東区、江東区、豊島区、足立区
民間：千代田区、港区、墨田区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、北区、板橋区、葛飾区
消防及び民間：中央区、新宿区、大田区、中野区、練馬区、江戸川区

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-29	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	障がい者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	小林	内線	2693

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-07-06	障害者紙おむつ購入助成事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	2 年度	根拠法令等	荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱
終期設定	○ 有 ● 無	年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

重度の心身障がい者(児）に対し紙おむつの購入費の一部を助成することにより、重度の心身障害者（児）及び介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって障害者福祉の増進を図る。

対象者等

荒川区内に住所を有する3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を有し、おむつを必要とする者。ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。所得制限なし。 日常生活用具のおむつ受給者および生保受給者は対象外となる。

内容

受給者は原則として「紙おむつ購入券」の利用となるが、以下の場合「おむつ代助成」を利用できる。
①入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない者
②「紙おむつ購入券」で購入することのできるおむつ以外の特殊なおむつを必要とする者
【紙おむつ購入券】
・区は「紙おむつ購入券」を交付する。利用者は各自紙おむつを選択し、購入券の利用できる介護用品店又は区内の薬局で購入券と引き替え、区は購入券に基づき業者に支払う。
・限度額を月額10,000円とする。ただし利用者は1割を業者に支払う。
【おむつ代助成】
・購入した領収書に基づき助成する。
・限度額は月額10,000円。但し1割は自己負担のため、実際の助成金限度額は9,000円となる。

経過

平成 4年 4月　所得制限撤廃（心身障害者福祉手当の所得制限を設けていた）
平成12年 4月　現物支給について支給方法を1事業者一括購入から、購入券発行に基づく薬局又は介護用品店での引き替えとし、助成限度額を現物・現金ともに10,000円とし、1割の自己負担を導入（ただし、経過措置として平成16年度まで自己負担3%）
平成14年 4月　業者等の要望に応え仕分けがしやすいように、担当課及び自己負担割合ごとに色違いの購入券を交付
平成15年 4月　65歳到達者の高齢者保健福祉課への移行を行わず、障害者福祉課にて継続
平成17年 4月　自己負担割合3%の経過措置廃止
平成28年 4月　委託先のうち「荒川薬業協同組合」が「荒川区薬剤師会」に変更

必要性

おむつを常時使用していることは、経済的負担が大きく、また介護者の労力も大きい。購入費の一部を助成することによりそれぞれの負担を軽減し福祉の向上を図るために必要である。

実施方法

（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）
【直営分】おむつ代助成について、常勤職員が審査･支払
【一部委託】委託先:荒川区薬剤師会（60事業者） 荒川区介護福祉サービス事業者組合（10事業者）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	おむつ購入券決定者数（人）	189	189	186	189	189	
②	おむつ代助成決定者数（人）	44	35	49	49	49	
③							

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	17,999	20,869	19,488	18,871	19,790	19,784	18,678
決算額（30年度は見込み）	17,786	17,917	17,921	18,871	18,252	18,364	18,678

実績の推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	おむつ購入券使用枚数（枚）	8,102	9,760	8,237	8,369	8317	8,221	8,451
	おむつ購入券対象者延べ人数（人）	2,106	2,412	2,136	2,190	2,211	2,214	2,400
	おむつ代助成対象者延べ件数（件）	380	382	105	115	96	111	125

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	おむつ購入券、おむつ代助成	18,252	需用費	おむつクーポン券作成	56	需用費	おむつクーポン券作成	50
			扶助費	おむつ購入券、おむつ代助成	18,308	役務費	おむつクーポン券郵送料	64
						扶助費	おむつ購入券、おむつ代助成	18,564

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用	給与関係費	1,322	426	▲ 896	行政収入 地方税	0	0	0
	物件費	0	56	56	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	18,252	18,307	55	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	68	46	▲ 22	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 19,642	▲ 18,835	807
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	19,642	18,835	▲ 807	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 19,642	▲ 18,835	807
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 19,642	▲ 18,835	807

備考	・利用者数に応じて、行政費用（扶助費）は横ばいとなっている。また、29年度はおむつクーポン券作成費用を他事業から組替えたため、物件費（需用費）を要している。
問題点・課題	○引き続き、利用者のニーズに応じた丁寧な対応を行っていく。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き購入券の利用者が希望する紙おむつを購入できるよう、適宜連絡をとりながら対応していく。	引き続き購入券の利用者が希望する紙おむつを購入できるよう、適宜連絡をとりながら対応した。	引き続き購入券の利用者が希望する紙おむつを購入できるよう、適宜連絡をとりながら対応していく。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
	現物給付：20区　現金助成：16区　購入券等給付：2区
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-30	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	住宅設備改善給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	廣田	内線	2694

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		
	01-07-07	住宅改善給付事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成 60 年度	根拠法令等	荒川区重度身体障害者（児）住宅設備改善給付事業実施要綱・同要領	
終期設定	○ 有 ● 無 年度			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画	● 非計画

行政評価事業体系			
	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

在宅の重度身体障がい者（児）に対し、その居住する家屋の浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め、介護者を支援する。

対象者等

区内に居住する重度の身体障がい者（児）で、給付種目により対象は異なる。
介護保険対象者は介護保険対象外の種目のみが対象となる。

内容

【給付種目及び基準額】

・中規模住宅改修	基準額	641,000円
・屋内移動設備（機器本体）	基準額	979,000円
・屋内移動設備（設置費）	基準額	353,000円
・階段昇降機（直線）	基準額	700,000円
・階段昇降機（曲線）	基準額	1,483,000円

【給付方法】
障がい者（児）等からの住宅設備改善の申請に基づき、調査による審査を行い、給付対象種目の給付を行う。住宅の改修については業者に委託する。
【利用者負担】
原則、総費用額又は基準額の1割負担。世帯の収入状況により負担上限額あり。

経過

昭和60年	事業開始
平成14年 4月	浴場・便所・玄関・台所・居室の改修を、中規模改修として一本化
平成17年 4月	高齢者施策としての「階段昇降機」の廃止に伴い、65歳以上の障がい者に対しての階段昇降機を対象化
平成18年10月	自立支援法に伴い小規模改修（20万円以下）が日常生活用具給付事業へ移行
平成22年 4月	利用者負担改定（非課税世帯1,100円→0円）
平成27年 4月	利用者負担基準の改定

必要性

障がい者（児）の在宅生活に必要不可欠な住宅改修であり、障がい者本人の自立や介護者の負担軽減に寄与している。

実施方法

（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）
【決定・支払】直営
【住宅改修】業者委託

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	給付件数・児童分（件）	0	0	0	0	2	
②	給付件数・成人分（件）	1	2	4	6	5	
③							

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	6,464	5,561	5,005	4,969	4,405	4,037	4,037
決算額（30年度は見込み）	3,799	2,275	3,592	1,483	1,282	2,098	4,037

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
中規模改修（件）	2	0	1	0	2	4	2
階段昇降機（曲線）（件）	1	1	2	1	0	0	2
階段昇降機（直線）（件）	0	1	0	0	0	0	0
屋内移動設備（件）	2	1	0	0	0	0	2

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	階段昇降機、中規模改修	1,282	扶助費	中規模改修・屋内移動設備	2,098	扶助費	中規模改修・屋内移動設備	4,037

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用	給与関係費	73	355	282	行政収入 地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	1,282	2,098	816	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	4	39	35	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 1,359	▲ 2,492	▲ 1,133
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,359	2,492	1,133	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 1,359	▲ 2,492	▲ 1,133
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 1,359	▲ 2,492	▲ 1,133

備考	・行政費用については、住宅改修に係る扶助費が大半を占めている。
問題点・課題	今後も必要な給付を行う。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	―	―	―
②			
③			

他区の実施状況	（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-31	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	盲ろう者生活支援推進事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	入賀	内線	2687

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-07-08	盲ろう者生活支援推進事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	23 年度	根拠法令等	
終期設定	○ 有 ● 無	年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

視覚障がいと聴覚障がいが重複し、コミュニケーションをとることが難しい盲ろう者に対し、盲ろう者の安定した日常生活を確保するとともに、積極的に社会参加をすることができるように整備する。

対象者等

区内在住の視覚障がいと聴覚障がいの重複している盲ろう者　15名

内容

【当事者への情報提供体制の整備】
東京都盲ろう者支援センターと連携し、センターの実施する通訳介助者派遣や相談、訓練等の福祉サービス情報を、利用者へ届けることができる体制を整備する。

【研修会】
安心して地域の福祉サービスを利用できるように介護従事者向けの研修会を実施する。（年1回予定）
【交流会】
平成25度度　：東京盲ろう者友の会で開催されている交流会を荒川区で実施した。
平成26度以降：区内在住の盲ろう当事者と福祉団体、盲ろう者支援研修会修了者との交流会を実施し盲ろう者支援の充実を図る。

経過

平成22年10月　盲ろう者の訪問調査を実施
平成23年11月　盲ろう者支援研修会（全4回）昼コース・夜コース実施
平成23年12月　盲ろうへの理解推進のため盲ろう者支援講演会を実施
平成23年12月　盲ろう当事者と視覚・聴覚障害者等との交流会を実施
平成24年 6月　盲ろう者支援研修会（全4回）昼コース　※以降同時期開催
平成24年11月　盲ろう者支援研修会（全4回）夜コース　※以降同時期開催
平成25年12月　東京盲ろう者友の会と共催で、盲ろう者友の会の交流会を荒川区で実施
平成26年11月　区内在住盲ろう当事者と盲ろう者支援研修会修了者との交流会実施　※以降同時期開催
平成27年10月　盲ろう者支援研修会昼コースを全2回に編成して実施
平成28年 6月　盲ろう者支援研修会（全4回）夜コース実施
平成29年 6月　盲ろう者支援研修会（全4回）夜コース実施

必要性

盲ろう者が安心して地域で生活を過ごし、社会参加の機会をつくるために必要である。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	研修会参加者数（人）	30	29	15	30	40	
②	交流会参加者数（人）	20	19	28	20	30	
③							

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	142	154	153	153	189	183	189
決算額（30年度は見込み）	137	151	138	149	109	136	189

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
研修会参加者数(人)	42	27	33	30	29	15	30
交流会参加者数(人)			49	20	19	28	20

予算・決算の内訳

平成28年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	平成29年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	平成30年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師等謝礼	83	報償費	講師等謝礼	117	報償費	講師等謝礼	160
需用費	事務消耗品等	26	需用費	事務消耗品	19	需用費	事務消耗品	29

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用 給与関係費	1,469	1,564	95	行政収入 地方税	0	0	0
物件費	26	19	▲ 7	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	83	117	34	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額	75	170	95	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 1,653	▲ 1,870	▲ 217
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	1,653	1,870	217	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 1,653	▲ 1,870	▲ 217
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 1,653	▲ 1,870	▲ 217

備考	・行政費用の補助費等の全額が報償費となっている。
問題点・課題	○区内の居宅介護事業所・通所介護事業所等を中心に参加者を募集しているが、参加人数は年々減少傾向にある。盲ろう者の社会参加をさらに図るためにも、受講対象者の拡大および受講者数の増加が必要である。 ○他区と比較しても先進事業である本事業は、受講済み参加者でも再度参加していただけるよう研修内容の見直しや、研修後のフォローなどの施策を検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	盲ろう者支援センターと連携し、既受講者へのフォロー等の機会の充実策を検討する。	これまで不参加であった区内の盲ろう者に対し、訪問等で呼びかけを続け参加していただくことができた。	交流会後の盲ろう当事者や既受講者へのフォローアップの機会を設けていく。
②			
③			

他区の実施状況	（実施	0	区	未実施	22	区	不明	0	区）

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-32	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	福祉タクシー事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	萩原・中村	内線	2691

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-08-01	福祉タクシー事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成 56 年度	根拠法令等	荒川区福祉タクシー利用券交付事業実施要綱等
終期設定	○ 有 ● 無 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

【福祉タクシー券】日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を支給する。

【リフト付タクシー】通常のタクシー利用が困難な心身障がい者（児）に対し、リフト付自動車の利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。

対象者等

【福祉タクシー券】区内在住で、愛の手帳1･2度、下肢・体幹機能障がい1～3級、視覚障がい1･2級等の手帳所持者　※施設等入所者は除く、所得制限あり
【リフト付タクシー】下肢又は体幹機能障がい1･2級の電動車椅子利用者等※平成29年度登録者数45人

内容

【福祉タクシー券】
申請月に応じて1ヵ月毎に1冊3,400円分の福祉タクシー券を交付。（12ヵ月決定者は、40,800円分）
利用者は、区が委託契約を締結している事業者の中から利用する事業者を任意に選択し、利用する際は手帳を提示し、タクシー券により支払う。　※乗車地域は23区内
区は事業者に対し、使用済みタクシー券の額面表示額及び事務手数料（3%）を支払う。
【リフト付タクシー】
あらかじめ区に登録申請し、利用認定を受けた者にリフト付自動車利用助成券を交付する。
利用者は、区が委託契約を締結している事業者から利用する事業者を任意に選択し、直接予約をして利用する。その際、利用助成券を事業者へ渡すとともに通常の中型タクシー料金を支払う。
※乗降車区域は23区内及び三鷹市、武蔵野市内（走行距離上限105kmまで）
区は事業者に対し、利用助成券に基づき、総額から利用者負担を除いた助成金を支払う。

経過

昭和57年 4月　タクシー券の支給対象者拡大（内部障がい者1級、知的障がい者2度以上）
平成 4年 4月　リフト付タクシー運行事業開始
平成 5年 4月　タクシー券の金額変更（年最高36,000円→41,000円）
平成10年 4月　タクシー券に所得制限（心身障害者福祉手当基準）導入
平成11年 4月　タクシー券の金額変更（年最高額40,800円）乗降車区域を23区内とする
平成14年 4月　偽造防止タクシー券を発行（16年度には氏名記載と手帳提示を義務化）
平成21年 4月　不正防止策として全券面にカナ氏名と交付番号を印字
平成22年 4月　肝臓機能障がいが交付対象となる
平成25年 4月　タクシー券表紙にカナ氏名、券面には交付番号印字のみに変更
平成28年 4月　タクシー券表紙へのカナ氏名印字をやめ、交付番号印字のみに変更
平成29年 4月　タクシー券の券種変更（500円・100円の組合せ→300円・100円の組合せ）

必要性

障がい者の生活圏の拡大、社会参加の推進を図る手段として、柔軟な対応が可能なタクシー等による移動は必要不可欠であり、本事業は必須である。

実施方法

（ 3委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）
【福祉タクシー券】　平成29年度委託先：東京都個人タクシー協同組合 他143社（1月時点）
【リフト付タクシー】平成29年度委託先：日立自動車 他5社（1月時点）

指標	事務事業の成果とする指標名	27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	福祉タクシー券 交付人数（人）	2,907	2,900	2,866	2,920	2,920	
②	リフト付タクシー 実利用者数（人）	23	24	26	27	27	
③							

事務事業の分類 30年度	事務事業の分類 31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	106,927	108,640	108,637	104,718	102,087	101,751	98,368
決算額（30年度は見込み）	105,262	103,271	100,689	98,793	98,018	94,850	98,368

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
福祉タクシー券 交付人数（人）	3,045	2,985	2,943	2,907	2,900	2,866	2,920
リフト付タクシー 実利用者数（人）	23	24	22	23	24	26	27

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	タクシー券印刷製本	2,242	需用費	タクシー券印刷製本	2,794	需用費	タクシー券印刷製本	2,396
役務費	郵送料	1,692	役務費	郵送料	1,726	役務費	郵送料	2,468
委託料	申請書封入委託、タクシー業務委託等	94,085	委託料	申請書封入委託、タクシー業務委託等	90,330	委託料	申請書封入委託、タクシー業務委託等	93,504

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用 給与関係費	4,190	2,655	▲ 1,535	行政収入 地方税	0	0	0
物件費	98,018	94,850	▲ 3,168	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	1,133	1,088	▲ 45
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	4	0	▲ 4
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,137	1,088	▲ 49
賞与・退職給与引当金繰入額	214	288	74	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 101,285	▲ 96,705	4,580
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	102,422	97,793	▲ 4,629	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 101,285	▲ 96,705	4,580
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 101,285	▲ 96,705	4,580

備考

・行政費用のうち物件費では、タクシー券印刷製本費用（2,794千円）、タクシー券郵送料（1,726千円）、申請書封入委託料・タクシー会社への業務委託料（90,330千円）を要している。行政収入については、リフト付タクシー分について、障害者施策推進区市町村包括補助を受けている。

問題点・課題

〇平成30年1月末現在で契約しているタクシー会社は143社であり、契約事務や支払事務などが煩雑化しており、業務の効率化を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き業務の効率化について検討していく。	券種を変更したが、特段問題なく経過した。業務が多岐にわたっており、複雑な状況となっている。	引き続き業務の効率化について検討していく。
②			
③			

他区の実施状況

（実施 21 区　未実施 1 区　不明 0 区）

・墨田区　タクシーとガソリン給油の共通券
・葛飾区　手当（外出支援分）として、月額2,500円を支給

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-33	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	コミュニティバス障がい者利用負担助成	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	中村	内線	2693

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		
	01-08-02	コミュニティバス障害者利用負担軽減費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成 17 年度	根拠法令等	荒川区コミュニティバス障害者運賃補助要綱
終期設定	○ 有 ● 無 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画

行政評価事業体系			
	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

荒川区内を運行するコミュニティバスの運賃を身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保及びバス利用の促進を図り、もって障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。

対象者等

障がい者手帳所持者（区民以外も可）でコミュニティバス利用者

内容

【運賃免除方法】コミュニティバス乗車時に運転手に対し障がい者手帳を提示し、運賃免除を受ける。
【補助方法】
コミュニティバス運行事業者（京成バス）からの実績報告に基づく運賃免除実績人数により、通常運賃から民営バス割引額を差し引いた本人負担額を、運行事業者に対し補助金額として支払う。
【民営バス運賃割引】①身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の単独利用…5割免除
②第1種身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者同伴…5割免除
③精神障害者保健福祉手帳所持者の単独利用…5割免除
精神障がい者の取扱経過コミュニティバス運行開始時においては、精神障がい者については民営バス運賃割引が適用されなかったため、全額区が負担していた。精神障害者保健福祉手帳が2年間の有期手帳であるため、所持者全員が写真付手帳となる平成20年10月から、民営バス運賃割引適用後の5割について区が負担することとなった。

経過

平成17年 4月20日　コミュニティバスさくら・左回り（南千01系統）運行開始
平成20年10月　コミュニティバス専用パスの運用開始
精神障害者保健福祉手帳所持者が対象となり、全障がいが運賃免除の対象となる
汐入さくら（南千03系統）運行開始
平成24年11月　町屋さくら（町屋04系統）運行開始
平成26年11月　町屋さくら一部往復運行開始（町屋05系統）
平成27年 3月　さくら・右回り（南千02系統）運行開始

必要性

荒川区内を運行するコミュニティバスは障がい者に配慮された車両を導入し、障がい者の使いやすい交通手段として利用されている。障がい者の交通手段を確保するため、運賃免除が必要である。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）
【補助支払】四半期毎実績払い

指標	事務事業の成果とする指標名	27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	補助件数（延べ人数）（人）	85,227	85,552	90,731	86,576	86,576	
②	パス発行件数（件）	115	148	124	124	124	
③							

事務事業の分類 30年度	事務事業の分類 31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	4,857	7,108	9,995	10,201	7,053	7,259	6,925
決算額（30年度は見込み）	4,667	7,005	6,810	6,817	6,844	7,258	6,925

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
補助件数（延べ人数）（人）	58,362	87,562	85,125	85,227	85,552	90,731	86,576
パス発行件数（件）	56	139	154	115	148	124	124

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	さくら、汐入・町屋さくら等	6,844	負担金補助等	さくら・汐入・町屋さくら等	7,053	負担金補助等	さくら・汐入・町屋さくら等	6,925

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用	給与関係費	734	711	▲ 23	行政収入 地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	6,844	7,258	414	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	38	77	39	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 7,616	▲ 8,046	▲ 430
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	7,616	8,046	430	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 7,616	▲ 8,046	▲ 430
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 7,616	▲ 8,046	▲ 430

備考	行政費用では、利用者増に伴い補助費が増加している。
問題点・課題	―

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	―	―	―
②			
③			

他区の実施状況	（実施	2	区	未実施	20	区	不明	0	区）

無料：千代田・墨田
障害者割引：大田・板橋・練馬・足立・葛飾

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-34	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	自動車燃料費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	大塚	内線	2693

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-08-03	自動車燃料助成事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	3 年度	根拠法令等	荒川区心身障害者自動車燃料費助成要綱
終期設定	○ 有 ● 無	年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成することにより、心身障がい者の社会参加、外出、通院等を容易にするとともに、経費の負担を軽減する。

対象者等

区内に住所を有し、身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されているなどの必要な要件を満たしている者で、本人又は家族が障がい者のために自己所有の自動車（営業用を除く）を運転している者。

内容

【事業内容】
①助成申請書（自動車運転免許証等を添付）を受理後に所得状況を審査し、決定する。
②助成の決定を受けた者は、領収書を添付して3ヶ月毎（4月、7月、10月、1月）に前3ヶ月分の助成金を請求する。
【助成期間】
助成決定通知に記載する支給開始日から受給資格の消滅した日まで
【助成金額】
3ヶ月あたり9,000円を限度とする。（年額36,000円）

経過

平成 5年 4月　「月額3,000円」を「3ヶ月あたり9,000円」の助成方法に変更
平成 6年 4月　対象者拡大（上肢機能障がい1級）
平成 8年 4月　未支払助成金制度の新設
平成10年 4月　助成対象者の所得制限導入。心身障害者福祉手当と同額とする。
平成26年 4月　現況届提出の義務化（毎年度）

必要性

心身障がい者にとって、外出の手段として自動車は必要不可欠なものである。ガソリン購入費の一部を助成することにより、障がい者の外出を容易にすることができ、社会参加等の福祉の向上が図られるため、必要性は高い。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	助成対象者数（人）	295	266	259	277	277	各年度末助成決定者数
②							
③							

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	8,232	9,251	10,500	11,351	9,881	8,584	8,161
決算額（30年度は見込み）	8,220	9,242	9,024	8,691	8,281	8,325	8,161

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
助成対象者数（人）	288	311	293	295	266	259	277

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	郵便料	33	役務費	郵便料	33	役務費	郵便料	60
扶助費	ガソリン助成	8,248	扶助費	ガソリン助成	8,292	扶助費	ガソリン助成	8,101

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用	給与関係費	441	0	▲ 441	行政収入 地方税	0	0	0
	物件費	33	33	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	8,249	8,292	43	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	23	0	▲ 23	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 8,746	▲ 8,325	421
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	8,746	8,325	▲ 421	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 8,746	▲ 8,325	421
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 8,746	▲ 8,325	421

備考	・行政費用については、ガソリン助成に係る扶助費が大半を占めている。
問題点・課題	手続きの不備が多いので、案内文を工夫する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も対象者が正確に請求等できるよう、記入例を添付するなどしていく。	記入例を使用し、対象者が正確に請求するようになった。	現況届の一部未提出者が多いので、付箋を付けるなど分かりやすい案内が必要である。
②			
③			

他区の実施状況

（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）

未実施：なし　※葛飾区は心身障害者福祉手当（外出支援分）と合わせて支給（月額2,500円）
※大田区はタクシーと自動車燃料支払が共通で使える移送サービス利用券を支給（月額3,600円）
※墨田区はタクシーと自動車燃料支払が共通で使える助成共通券を支給(年間30,000円)

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-46	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	グループホーム消防設備整備補助事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	竹澤	内線	2693

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-13-02	グループホーム消防設備整備補助事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成 25 年度	根拠法令等	消防法、障害者グループホーム消防用設備整備促進事業補助金交付要綱
終期設定	○ 有 ● 無 年度		
実施基準	□ 法令基準内 □ 都基準内 □ 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系			
	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

グループホームの火災発生時における消防対策を促進することで、グループホーム利用者の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

対象者等

障害者総合支援法に基づき東京都から指定を受けた区内のグループホーム及び開設予定のグループホームの事業者。

内容

【補助対象設備】
①自動火災報知設備
②消防機関へ通報する火災報知設備
③スプリンクラー設備
（ただし、①グループホームが一つの建物で他の事業所等と併設している場合において、グループホーム以外の目的により消防設備を設置する経費　②消防用設備の維持管理費（消耗品含む）及び点検費用は対象外）
【補助対象経費】
事業に要する経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額とする。
①ユニット定員5人以下…2,300,000円
②ユニット定員6人～10人以下…2,900,000円

経過

平成25年 12月　消防法施行令の一部を改正する政令、消防法施行規則の一部を改正する省令、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令が公布
障害者グループホーム消防用設備整備促進事業補助金交付要綱制定
平成27年　4月　消防法の一部改正
消防用設備等の設置対象の拡大、消防法上の用途の見直し
平成27年　7月　要綱改正（新規開設事業者も対象とする）
平成29年　3月　要綱改正（効力を廃止し、補助を継続する）

必要性

利用者の生命、身体、及び財産を守るため必要不可欠である。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）
【補助対象設備の設置】事業者
【補助対象設備の設置における補助金の支出】直営

指標	事務事業の成果とする指標名	27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	消防設備設置ユニット（件）	4	0	4	10	5	新規開設予定のグループホームの数
②							
③							

事務事業の分類 30年度	事務事業の分類 31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	現状の規模で実施する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		0	10,400	10,805	4,253	7,317	5,800
決算額（30年度は見込み）		0	3,253	3,050	0	248	5,800

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事業周知件数（件）		10	10	10	5	1	2
消防設備設置ユニット（件）		－	2	4	0	4	10

予算・決算の内訳

平成28年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	平成29年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	平成30年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	消防設備補助	0	負担金補助等	消防設備補助	248	負担金補助等	消防設備補助	5,800

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用 給与関係費	1,102	711	▲ 391	行政収入 地方税	0	0	0
物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	1,150	1,150	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	0	248	248	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,150	1,150	0
賞与・退職給与引当金繰入額	56	77	21	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 8	114	122
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	1,158	1,036	▲ 122	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 8	114	122
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 8	114	122

備考	行政費用では、給与関係費が減少し、補助費等として障害者グループホーム消防用設備整備促進事業補助金を248千円支出した。行政収入では、障害者施策促進市区町村包括補助事業(都費）で1,150千円収入があった。
問題点・課題	・平成27年4月より消防法の改正が行われたことに伴い、消防用設備の設置や改修が必要なグループホームに周知し、必要な個所に設置する。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新設・増設を含め、全てのグループホームに消防用設備を設置する。	区内全てのグループホームに消防用設備を設置し、消防署の審査を受けた。	障がい者の生命及び財産を守るため、継続してグループホームの消防用設備の設置を周知徹底する。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区）
	実施：台東区、世田谷区、杉並区、足立区、江戸川区
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-52	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	尾久生活実習所運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	一色	内線	2681

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-15-01	尾久生活実習所運営費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成	59 年度	根拠法令等	障害者総合支援法、荒川区立障害者通所支援施設条例、同施行規則
終期設定	○ 有 ● 無	年度		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

障害者総合支援法の規定に基づき、主に知的障がい者に対して、自立に必要な指導・訓練等を行うことにより、生活の充実及び社会的自立の助長を図る。

対象者等

荒川区内に住所を有する18歳以上の障がい者で、一般就労及び授産活動が困難な方で受給者証の交付を受けた者

内容

面積：本場＝1152.41㎡、分場＝440.48㎡
◇主要設備：本所＝（実習室、作業室、多目的ホール・食堂、創作室、医務室）
分場＝（実習室、食堂、医務室）
◇利用者の構成：重複障がい32人、知的のみ25人、身障のみ4人
障害程度区分6:31人、区分5:15人、区分4:15人
20歳台以下17人、30歳台20人、40歳台19人、50歳代4人、70歳台1人（H30.4.1現在）
◇利用者負担：総合支援法の規定による施設訓練費の10%の定率負担及び食費の実費を徴収する。
ただし、18～21年度は定率負担は3%とし、22～28年度も継続。非課税世帯は減免あり。
食費は半額に減額（課税650円→325円、非課税230円→115円）
22年4月より、低所得者の障害福祉サービス等に係る利用者負担が無料となった。

経過

昭和59年　：「あらかわ希望の家」設立（運営主体は荒川のぞみの会。用地・建物を区が貸与）
昭和61年　：運営主体荒川区社会福祉協議会へ運営移管（区の補助事業として）
平成 7年　：荒川区立生活実習所開設（現在地）区立民営とする。
平成12年　：知的障害者福祉法内施設化。法内施設対象外の身体障がい者は生活実習事業を実施
平成14年　：尾久保健相談所跡に分場開設。定数は6名、年度毎に定数増を行い、最終19名とする。
平成18年　：自立支援法の施行にともなう制度改正（自己負担4月、施設変更10月以降）
平成19年　：定員変更　本所39名　分場19名
平成21年 4月：障害者自立支援法の法内施設として、生活介護施設に移行した。
平成25年 4月：法改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法）
平成28年 4月：定員変更　本所39名→41名
平成29年 4月：定員変更　本所41名→44名

必要性

荒川区では、特別支援学校卒業後は重度障がい者であっても在宅にしない方針のもと、必要な施設の設置・運営を行っている。

実施方法

（ 3委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）
指定管理委託：　荒川区社会福祉協議会（H18.4～）平成21年4月更新（H21.4～H26.3）
平成26年4月更新（H26.4～H31.3）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	利用者定員（人）	60	60	63	63	66	本場44、分場19
②	利用者数（人）	60	60	62	62	66	
③	利用率（%）	100	100	98.4	100	100	利用者数／利用者定員

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
継続	推進	区立の通所施設であり、円滑な事業運営に取組、高齢者通所サービスセンターの再編に併せて機能の充実を図っていく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	230,530	223,133	236,124	243,514	246,281	266,864	279,826
決算額（30年度は見込み）	226,525	220,457	234,388	231,719	237,188	258,942	279,826

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
施設定数（人）	58	58	58	58	60	63	63
通所者数（年度末）（人）	54	55	57	57	60	62	62
利用率（通所者数/定数）（%）	93.1	94.8	98.3	98.3	100	98.4	100

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	人件費、管理費、事業費等	231,268	委託料	人件費、管理費、事業費等	249,725	委託料	人件費、管理費、事業費等	277,269
使用料等	通所バスリース料	5,609	需用費	ＡＥＤパット	34	使用料	通所バスリース料	2,557
備品購入費	防犯カメラ	311	需用費	自家用発電機修繕	5,703			
			使用料等	通所バスリース料	3,480			

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用 給与関係費	2,203	2,132	▲ 71	行政収入 地方税	0	0	0
物件費	237,188	253,240	16,052	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	5,702	5,702	都支出金	0	0	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	2	7	5
減価償却費	22,983	22,983	0	その他	136,538	139,200	2,662
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	136,540	139,207	2,667
賞与・退職給与引当金繰入額	113	231	118	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 125,947	▲ 145,081	▲ 19,134
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	▲ 34	▲ 41	▲ 7
行政費用合計(b)	262,487	284,288	21,801	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 125,981	▲ 145,122	▲ 19,141
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 125,981	▲ 145,122	▲ 19,141

備考

・29年度に、自家用発電機の老朽化によりオーバーホールを行ったため、維持補修費を要している。行政収入では、使用料及び手数料（尾久生生活実習所本所の多目的ホール使用料分）、給付費（その他）を受入れている。

問題点・課題

〇卒業者の進路先の確保のため、人員配置等を考慮した上で定員の拡大を検討していく。
〇建物の管理においては、今後も計画的な修繕・改修を継続していく。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き利用者の高齢化対策として、利用者に合わせたプログラムの提供など利用者の身体機能の強化に努める体制を整備する。	利用者の高齢化対策として、体操を取り入れたミュージックセラピー等利用者の身体機能の強化に努めるプログラムを提供した。	利用者の高齢化対策として、引続き利用者が参加しやすく、身体機能を強化できる多様なプログラムを用意する。
②	引き続き障害のある方への理解を促進するためイベントの実施などを通して、地域社会との交流の機会を拡大する。	定期的な公開日や、街なか花壇活動を通して、地域社会との交流の機会を増やした。	障がいのある方への理解を促進するため、引き続き防災活動やイベントの実施を通して、地域社会との交流を深める。
③			

他区の実施状況

（実施 19 区　未実施 3 区　不明 0 区）

（生活実習所・法外施設　1区）世田谷1ヵ所
（知的更生施設・法内施設 20区）港1、新宿1、文京2、墨田1、江東3、品川3、目黒2、大田6、世田谷6、渋谷1、中野1、杉並2、豊島2、北2、板橋5、練馬7、足立5、葛飾2、江戸川4ヵ所

議会質問状況（要旨）

平成29年度2月会議　「生活介護施設の増設と、尾久生活実習所分場の改修について」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-53	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	前田	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-15-02	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営費			
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 30年度　○ 29年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和　○ 平成　48 年度	根拠法令等	障害者総合支援法、荒川区立障害者通所支援施設条例、同施行規則		
終期設定	○ 有　● 無　年度				
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　○ 区独自基準	計画区分	● 計画　○ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市		
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援		

目的

【荒川生活実習所】18歳以上の知的障がい者が、日中に創作・作業・レクリエーション活動等を通じて地域で自立した生活を送れるようにする。
【荒川福祉作業所】一般就労が困難な心身障がい者が、継続的な作業活動及び生活能力向上等の支援を通じて、地域で自立した生活を送れるようにする。

対象者等

【荒川生活実習所】18歳以上の重度の知的障がい者であり、一般就労及び授産活動が困難な方
【荒川福祉作業所】18歳以上の知的障がい者であり、作業能力を有するか又は期待できる方（原則単独通所が可能な方）※いずれも施設受給者証の交付を受けた方

内容

【施設概要】
所在地　：荒川1-53-9　　延床面積：1,853.4㎡
主要設備：相談室、集会室、作業室、利用者更衣室、ライフタワー、車椅子専用トイレ他
【荒川生活実習所】
事業内容　：生活介護（定員45名）… 生活指導、生活援助、創作活動等
1クラスあたり利用者6～10名で5クラス（職員は各クラス3～4名体制）
利用者負担：定率負担は3%、食費は半額。低所得者層の利用者負担額は免除。
【荒川福祉作業所】
事業内容　：就労移行支援（定員7名）、就労継続支援Ｂ型（定員48名）… 作業援助、就労支援等
一般企業との契約により、箱折り等の簡易作業を実施、代金を工賃として支給する。
利用者負担：荒川生活実習所と同様

経過

昭和48年 6月　荒川生活実習所は区立心身障害者福祉センター指導係成人グループとして、荒川福祉作業所は都立荒川心身障害者福祉作業所として開設
昭和55年 4月　荒川福祉作業所が東京都から荒川区へ事務移管される
平成16年 9月　荒川生活実習所及び同福祉作業所を法に基づく通所援護施設に移行する（給食の実施）
平成18年 4月　両施設の運営を荒川区社会福祉協議会に業務委託（指定管理者制度の移行準備）
平成19年 4月　両施設を指定管理者である荒川区社会福祉協議会が管理運営を行う
平成21年 4月　障害者自立支援法の法内施設に移行
荒川生活実習所：生活介護施設（定員拡大：27名→40名）
荒川福祉作業所：就労移行支援・就労継続支援Ｂ型施設（定員拡大：48名→55名）
平成29年 4月　荒川生活実習所の定員拡大（40名→42名）
平成30年 4月　荒川生活実習所の定員拡大（42名→45名）

必要性

知的障がい者の日中活動の場として、地域での自立生活を支援する観点からなくてはならない施設である。とりわけ特別支援学校卒業者の受け皿として施設の運営、整備を図っている。

実施方法

（ 3委託 ）　（ 直営の場合　○ 常勤　○ 非常勤　○ 臨時職員 ）
指定管理委託：荒川区社会福祉協議会（H19.4～）平成29年4月更新（H29.4～H34.3）

指標	事務事業の成果とする指標名	27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	荒川生活実習所利用者出席率（%）	86.5	84.3	84.5	85.9	90.0	出席日数／（平日×利用者数）
②	荒川福祉作業所利用者出席率（%）	87.0	86.6	89.1	90.0	90.0	出席日数／（平日×利用者数）
③	荒川福祉作業所利用者工賃（平均月額）（円）	6,797	7,566	8,916	9,000	7,800	

事務事業の分類 30年度	事務事業の分類 31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	区立の通所施設として、引き続き円滑な事業運営に取り組む。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	198,484	211,374	214,779	219,051	234,231	251,210	269,698
決算額（30年度は見込み）	189,753	198,216	205,032	209,158	218,872	239,518	269,698

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
①荒川生活実習所利用者在籍者数（人）	35	35	35	37	40	42	45
②荒川福祉作業所利用者在籍者数（人）	47	44	41	41	43	42	43

予算・決算の内訳

平成28年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	平成29年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	平成30年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
委託料	人件費、運営費、事業費等	215,511	委託料	人件費、運営費、事業費等	236,211	委託料	人件費、運営費、事業費等	266,481
使用料等	不動産賃借料	3,216	使用料等	不動産賃借料	3,216	使用料等	不動産賃借料	3,217
備品購入費	防犯カメラ購入費	145	備品購入費	ＡＥＤ買替費	91			

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用 給与関係費	2,570	1,777	▲ 793	行政収入 地方税	0	0	0
物件費	218,872	239,518	20,646	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	1,817	0	▲ 1,817	その他	128,862	133,965	5,103
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	128,862	133,965	5,103
賞与・退職給与引当金繰入額	131	193	62	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 94,528	▲ 107,523	▲ 12,995
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	223,390	241,488	18,098	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 94,528	▲ 107,523	▲ 12,995
特別費用(g)	0	1,884	1,884	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	▲ 1,884	▲ 1,884	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 94,528	▲ 109,407	▲ 14,879

備考

・行政費用の物件費については、指定管理委託料が多くを占めている。行政収入については、給付費（その他）を受入れている。

問題点・課題

荒川生活実習所
〇卒業者の進路先の確保のため、人員配置等を考慮した上で定員の拡大を継続して検討していく。

荒川福祉作業所
〇工賃収入を増額するため、積極的に受注開拓していく。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、障がいのある方への理解を促進するため、イベントの実施、ボランティア活動の拡大などの地域交流の機会を創出する。	30年2月～3月に、ゆいの森で実施される「ゆいアート展」において、荒川生活実習所利用者が制作したアート作品を展示。	引き続き、地域交流の機会の創出に努める。
②	引き続き、高齢化対策として、プログラムの多様化に加え、健康を保ちつつ長期的に通所できる体制を整備する。	利用者の健康維持について、看護師、栄養士、支援員、利用者家族と連携して支援した。	引き続き、高い出席率で通所できるような体制を整備していく。
③	受注作業の安定と自主生産の拡大を図る。	29年5月開催の「あらかわふれ愛マーケット」に出店し、ガラス製品等の販売を通じ、自主生産品を周知した。	引き続き、イベントへの出店を通じ自主生産品の周知に努め、受注拡大につなげていく。

他区の実施状況

（実施 20 区　未実施 2 区　不明 0 区）

未実施：台東区、千代田区

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-56	戦略プラン	○ 協働　● 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	障がい者グループホーム等施設整備事業費	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	齋藤	内線	2682

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-15-08	障がい者グループホーム等施設整備事業費

事務事業の種類	● 新規事業　（ ● 30年度　○ 29年度 ）	○ 建設事業	○ それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和　● 平成　29 年度	根拠法令等	障害者グループホーム等施設整備費等補助金交付要綱・要領
終期設定	○ 有　● 無　年度		
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準	計画区分	○ 計画　● 非計画

行政評価事業体系			
	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

親なき後支援の一環の取り組みとして、事業者が区有地を活用して実施する障害者グループホーム等の施設整備等に要する経費の一部を、荒川区（以下「区」という。）が補助し、障害者グループホーム等の円滑な設置及び運営に寄与することにより、区内に居住する障害者の地域生活を支援し、もって障害者の福祉の向上を図る。

対象者等

区有地を活用し、障がい者グループホーム等を新たに建設する民間事業者（平成29年度及び30年度については、公募により選定された東日暮里二丁目障害者グループホームの整備・運営事業者を対象とする）

内容

障がい者グループホーム等の施設の新設に当たっては、土地の取得や建築費等、多額の費用を要するが、施設整備に係る国及び都の補助制度は十分とは言えず、事業者が区内で新たなグループホーム等を建設するのは難しい状況にある。

この状況を打開するため、下記のとおり区有地を活用したグループホーム等の新設に係る区独自の補助金を創設し、施設の円滑な設置及び運営の安定を図り、障がい者の生活の場を確保する。

＜補助制度の概要＞

○補助対象経費　：　障がい者グループホーム等を新たに建設する民間事業者が負担する、施設整備費用及び設備整備費用（法人自主事業に係る部分は除く）

○補助単価　：　321,000円／㎡

○補助率　：　共同生活援助部分　7/8　　※国・都補助額控除後の残額を対象とする

区委託事業部分　10/10

経過

平成27年度　区から国・都に対し、建設費の補助上限額を引き上げることを要望

区議会から厚生労働大臣に補助金拡充の要望書提出

平成28年度　再度、区から国・都に対し、建設費の補助上限額引き上げを要望するとともに、区の独自補助制度について検討

東日暮里二丁目障がい者グループホームの整備事業者公募に際し、選定委員会委員からも補助金の創設を検討すべきとの意見があり、区として29年度からの補助実施を行うこととした。

東日暮里二丁目障がい者グループホーム整備事業者選定

平成29年度　東日暮里二丁目障がい者グループホーム用地貸付、補助要綱制定、整備開始

必要性

民間事業者による障がい者グループホーム等の建設を促進し、障がい者の生活の場を確保するとともに、施設の安定した運営を図るため、必要な事業である。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合　● 常勤　○ 非常勤　○ 臨時職員 ）

【補助】施設の整備について、事業者に対し区の補助制度を適用する。

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	－						
②							
③							

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
重点的に推進	休止・完了	東日暮里二丁目障がい者グループホームの整備後は適地確保できるまで、本事業は休止とする。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額				-	-	43,409	65,113
決算額（30年度は見込み）				-	-	0	65,113

実績の推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	整備進捗率（東日暮里二丁目ＧＨ）							100%

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			負担金補助	建設費補助	0	負担金補助	建設費補助	65,113

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用	給与関係費	4,039	2,843	▲ 1,196	行政収入 地方税		0	
	物件費		0		国庫支出金		0	
	維持補修費		0		都支出金		3,273	
	扶助費		0		分担金及び負担金		0	
	補助費等		0		使用料及び手数料		0	
	減価償却費		0		その他		0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0		行政収入合計(a)	0	3,273	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	207	309	102	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 4,246	121	1,094
	その他行政費用		0		金融収支差額(d)		0	
	行政費用合計(b)	4,246	3,152	▲ 1,094	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 4,246	121	1,094
	特別費用(g)		0		特別収入(f)		0	
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 4,246	121	1,094

備考	・29年度はグループホームの建設スケジュールが遅れ、補助金を支払わなかったため、行政費用（補助費等）が0となっている。行政収入については、障害者施策推進区市町村包括補助を受入れている。
問題点・課題	○事業進捗状況を把握するとともに、円滑に開設できるようサポートを行っていく。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	補助要綱の制定、整備の進捗状況の確認、整備補助制度の運用。	年度末に工事着工が至った。	30年度分の補助を執行するとともに、開設に向けて事業者と充分な調整を行っていく。
②			
③			

他区の実施状況	（実施	16	区	未実施	6	区	不明	0	区）

議会質問状況（要旨）	
	平成28年度 9月会議　「グループホームの整備について」 平成28年度11月会議　「障がい者施設に関する支援について」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-57	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	スクラムあらかわ運営等事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	萩原	内線	2691

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		
	01-16-01	スクラムあらかわ運営等事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 30年度　○ 29年度 ）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和　● 平成　20 年度	根拠法令等	協定書、荒川区障害者地域生活支援事業実施要綱等	
終期設定	○ 有　● 無　年度			
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準	計画区分	● 計画　○ 非計画	

行政評価事業体系			
	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

社会福祉法人に区有地を無償貸与し、区内の障がい者の地域生活の拠点となる障害者地域生活支援施設を整備させることにより、障がい者の福祉の向上を図る。

対象者等

社会福祉法人　すかい

内容

1　施設概要　○所在地　町屋6丁目28番13号　○面積　敷地：743.84㎡　延床：2,321.53㎡
○構造　鉄筋コンクリート造6階建　○開設　平成24年4月

2　事業内容（1）運営費補助（補助事業）
看護師等人件費：年額30,000,000円、生活支援補助員人件費：年額13,200,000円
短期入所用居室経費：年額4,500,000円（1居室分）※2居室分が上限

（2）地域生活支援事業（委託事業）
地域活動支援センター　提供日：平日10時～16時　定員：15人
日中一時支援　提供日：平日16時～20時　定員：15人
施設入浴　提供日：平日10時～16時　定員：4～6名、登録者の予約制
相談支援　提供日：平日 9時～18時（電話は24時間体制）
移動支援（車両移送型）※施設利用者が対象、登録者の予約制

経過

平成20年度　用地取得
平成21年度　事業者公募・選定・決定、協定締結
平成22年度　施設設計、計画通知、各種調整、建設工事
平成23年度　建設工事・竣工
平成24年度　開設
平成26年度　グループホーム利用予定者審査会実施
平成27年度　グループホーム利用者の入替え
平成29年度　ピアホーム西日暮里が平成28年度末で廃止となることに伴い、後継となるグループホームが開設されるまでの間、代替して緊急一時保護事業を実施する。
※緊急一時保護事業については別シートに記載。

必要性

区内における障がい者の地域生活の拠点としての一体的な施設は、障がい者の地域生活を促進するために重要である。

実施方法

（ 3委託 ）　（ 直営の場合　○ 常勤　○ 非常勤　○ 臨時職員 ）

施設の建設・運営について、事業者に対して区の補助金制度を適用する。
地域生活支援の事業については、事業者に業務委託する。

指標

	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	短期入所利用率（%）	69.5	91.2	79.6	79.9	80	利用回数／（365日×12床）
②							
③							

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	障がい者の地域生活の拠点として、安定した施設運営を推進する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	144,220	137,944	134,074	129,119	132,471	137,107	133,631
決算額（30年度は見込み）	114,198	118,903	120,352	120,919	120,135	123,713	133,631

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
共同生活介護事業在籍者数（人）	17	18	18	18	18	18	18
短期入所事業利用回数（回）	2,418	3,051	3,059	3,046	3,996	3,485	3,500
地域活動支援センター事業実施回数（回）	93	147	246	450	363	311	300
日中一時支援事業実施回数（回）	636	1,383	1,632	1,569	1,603	1,956	1,950

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	地域生活支援委託	80,088	委託料	地域生活支援委託	84,131	委託料	地域生活支援委託	81,431
負担金補助等	運営費補助	40,047	負担金補助等	運営費補助	39,582	負担金補助等	運営費補助	52,200

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用 給与関係費	2,376	1,564	▲ 812	行政収入 地方税	0	0	0
物件費	80,088	84,131	4,043	国庫支出金	16,526	12,195	▲ 4,331
維持補修費	0	0	0	都支出金	8,263	6,098	▲ 2,165
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	40,047	39,582	▲ 465	使用料及び手数料	33	33	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	24,822	18,326	▲ 6,496
賞与・退職給与引当金繰入額	122	170	48	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 97,811	▲ 107,121	▲ 9,310
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	122,633	125,447	2,814	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 97,811	▲ 107,121	▲ 9,310
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 97,811	▲ 107,121	▲ 9,310

備考

行政費用では、給与関係費及び補助費等が少ない一方で、物件・賞与・退職給与引当金繰入額が増加している。行政収入では、地域生活支援事業（国庫分）、地域生活支援事業（都分）、土地賃貸借量（電柱）の収入があった。

問題点・課題

〇27年度に、開設当初から3年間の入居期間を満了したグループホーム利用者の入替を行った際、障害程度に合う新たな入居先が見つからない等の理由により、スクラム退去者が一時的に自宅に戻ったり、短期入所を利用したりせざるを得ない状況があった。次回33年度の入替までに、重度グループホームの誘致などにより、スクラム退去後の新たな生活の場を確保していく必要がある。
〇地域活動支援センター事業の利用率向上に向け、周知を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新規入居者の募集に際しては、新たな生活の場の提供に向け、広く呼びかけを行っていく。	広報紙や窓口のチラシで、新規入居者への募集を行った。	引き続き広報誌やチラシ、連絡会や研修により入居者募集を行っていく。
②	引き続き、利用率の向上に向け検討を行うとともに、地域活動支援センター事業についての周知を行う。	相談支援事業者連絡会において、地域活動支援センター事業の利用について説明や広報活動を行った。	引き続き、利用率の向上に向け、相談支援事業者連絡会や研修により広報活動を行っていく。
③			

他区の実施状況

（実施 5 区　未実施 17 区　不明 0 区）

他区の施設整備状況
台東区、千代田区、目黒区、文京、新宿（精神障がい者対象の複合施設）

議会質問状況（要旨）

平成21年決特　「ケアホームの入居期間について（3年で退居しなければならないのか）」
平成27年予特　「入居後3年が経過し、退去することとなる者について、退去後の動向は？」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-59	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	障害者緊急一時保護事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	萩原	内線	2691

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-16-03	障害者緊急一時保護事業費

事務事業の種類	● 新規事業 （ ○ 30年度 ● 29年度 ）	○ 建設事業	○ それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成 29 年度	根拠法令等	荒川区障害者緊急一時保護事業実施要綱
終期設定	○ 有 ● 無 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

心身障がい者が、介護者又は家族の事情により一時的に家庭で介護を受けることが困難となった場合に、施設において介護者に代わる者が介護を行うことにより、心身障害者及びその家族の福祉の増進を図る。

対象者等

在宅で就学年齢以上の、身体障害者手帳1～3級又は愛の手帳の所持者

内容

在宅の障がい者(児)の介護者が、疾病・冠婚葬祭等で一時的に介護できない時に、介護者に代わり介護を行う。利用には事前登録が必要。(学校・障がい者団体行事等については利用可、個人的活動は不可)
【事業実施施設】
○スクラムあらかわ（荒川区町屋6-28-13）
※(仮称)東日暮里二丁目障害者グループホーム開設前まで。日帰り利用のみ（宿泊は短期入所）
定員：1人　利用日数：制限なし（ただし、レスパイトの場合は同一年度内3日以内）
使用料：食費のみ実費負担（料金は施設の規定による）
○（仮称）東日暮里二丁目障がい者グループホーム（荒川区東日暮里2-45-12：整備中）
※平成30年11月開設予定。日帰り利用・宿泊とも受入
定員：2人　利用期間：検討中　使用料：検討中

経過

平成29年4月　指定管理の一環として緊急一時保護事業を行っていた荒川区立障害者グループホームの廃止に伴い、後継となる（仮称）東日暮里二丁目障害者グループホーム開設までの間、スクラムあらかわにて緊急一時保護事業を開始

必要性

緊急時の受入れ機能は、地域生活支援拠点が備えるべき機能の１つであり、在宅の障がい者が地域での生活を継続していくために必要不可欠である。

実施方法

（ 3委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）
社会福祉法人すかい　※平成29年4月～(仮称)東日暮里二丁目障害者グループホーム開設まで
一般社団法人オフィスサプライ　※(仮称)東日暮里二丁目障害者グループホーム開設後

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	緊急一時保護延べ利用者数（人）			0	45	50	
②							
③							

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	在宅の障がい者が地域での生活を継続できるよう、地域生活支援拠点機能の中核となる(仮称)東日暮里二丁目障害者グループホームにおいて、緊急時の受入れ機能を担っていく。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額						―	2,903
決算額（30年度は見込み）						―	2,903

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
緊急一時保護登録者数（人）	―	―	―	―	―	2	22
緊急一時保護延べ利用者数（人）	―	―	―	―	―	0	45

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			委託料		3,504	委託料	緊急一時保護委託料	2,903

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用 給与関係費		711		行政収入 地方税			
物件費				国庫支出金			
維持補修費				都支出金			
扶助費				分担金及び負担金			
補助費等				使用料及び手数料			
減価償却費				その他			
不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額		77		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	0	▲ 788	0
その他行政費用				金融収支差額(d)			
行政費用合計(b)	0	788	0	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	0	▲ 788	0
特別費用(g)				特別収入(f)			
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	0	▲ 788	0

備考

・緊急一時保護を実施していたピアホーム西日暮里が28年度末で廃止となったため、代替方法として、29年度よりスクラムあらかわに委託して業務を行っている。29年度はスクラムあらかわ運営等事業にて業務委託料を支払ったため、給与関係費のみの費用となっている。

問題点・課題

平成30年度は年度途中で事業実施施設が変わる予定のため、登録者に対する案内・引継ぎ等を確実に行う必要がある。また、スクラムあらかわは短期入所を併設しているため、委託の緊急一時保護事業は日帰りのみの実施としているが、新規開設予定の(仮称)東日暮里二丁目障害者グループホームでは、緊急一時保護事業として日帰り・宿泊とも受入れを行う予定であり、利用形態が広がるため、対象者に対し改めて周知を行う必要がある。
事業実施施設が変わるため、要綱改正等の関係する部分の整理も必要となる。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	実施要綱の制定及び、事業の運営開始	実施要綱を制定し、「スクラムあらかわ」で事業の運営を開始した。	事業実施施設の変更に伴い、当該部分の要綱改正を行う。
②	(仮称)東日暮里二丁目障害者グループホームの整備進捗状況を把握する。	(仮称)東日暮里二丁目障害者グループホームの進捗はおおむね順調であった。	(仮称)東日暮里二丁目障害者グループホームの開設に向け、運営事業者との調整・引継や対象者への周知等を確実に行う。
③			

他区の実施状況

（実施 16 区　未実施 6 区　不明 0 区）

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-68	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	重度障がい者グループホーム運営支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	竹澤	内線	2693

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-20-01	重度障がい者グループホーム補助事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 30年度　○ 29年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和　● 平成　14 年度	根拠法令等	荒川区重度障害者グループホーム運営費補助金交付要綱
終期設定	○ 有　● 無　年度		
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準	計画区分	○ 計画　● 非計画

行政評価事業体系			
	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

区内の重度障害者グループホームに対して、運営経費の一部を補助することにより、重度障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備することを目的とする。

対象者等

東京都知事の指定を受け、区内で重度障害者グループホームを運営する事業者。

内容

障害支援区分5又は6の重度障がい者を受け入れる区内グループホーム事業者に対し、運営経費の一部を受入れ人数に応じて補助する。
【補助対象者】東京都知事の指定を受け、区内で重度障害者グループホームを運営する、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人。
【補助対象経費】重度障害者グループホームの適切な運営が行われるための人件費のうち、重度障がい者の介助等に必要な非常勤職員の報酬。

経過

平成15年 3月	補助金交付（施設整備費1,413千円　開設準備費77千円　運営費679千円）
平成18年10月	障害者自立支援法に基づく共同生活介護・共同生活援助事業に移行
平成22年 4月	利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が「0円」となる）
平成24年12月	実施主体が社会福祉法人東京都知的障害者育成会からNPO法人かがやきに変更
平成25年 4月	法改正（障害者自立支援法⇒障害者総合支援法）
平成26年 4月	障害者総合支援法完全施行によるケアホームのグループホームへの一元化
平成28年 4月	重度障がい者を受入れることが可能なグループホームを増やすため、重度障がい者の受入れ人数に応じた補助制度に変更。「荒川区重度障害者グループホーム運営費補助金交付要綱」制定

必要性

重度障がい者に対し、地域での日常生活及び社会生活を支援するために、事業者の運営を支援することが必要である。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合　● 常勤　○ 非常勤　○ 臨時職員 ）

ＮＰＯ法人かがやき「東日暮里ハイツ」及び一般社団法人ナースプラネット「それいゆ壱号館」に対し補助金を交付。

指標

	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	延べ利用者数（人）	84	84	84	84	168	各月利用者数×12月 25年7月から利用者1名増員
②							
③							

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	重度障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を推進する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	2,023	2,023	2,024	2,024	8,223	8,223	8,223
決算額（30年度は見込み）	2,022	2,023	2,023	2,023	8,222	8,222	8,223

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
共同生活介護利用者数(人)	5	6	－	－	－	－	－
共同生活援助利用者数(人)	1	1	7	7	8	8	8

予算・決算の内訳

平成28年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	平成29年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	平成30年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	運営費補助	8,222	負担金補助等	運営費補助	8,222	負担金補助等	運営費補助	8,223

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用 給与関係費	734	711	▲ 23	行政収入 地方税	0	0	0
物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	8,222	8,222	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額	38	77	39	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 8,994	▲ 9,010	▲ 16
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	8,994	9,010	16	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 8,994	▲ 9,010	▲ 16
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 8,994	▲ 9,010	▲ 16

備考	・行政費用のうち補助費等については、重度障がい者グループホームを運営する法人への補助分となっている。
問題点・課題	重度障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、グループホームの増設に対する補助を継続する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	グループホームの運営に必要な補助を行い。障がい者の地域における自立生活を助長することを目的とする。	重度障がい者の受入れユニットを増やすため、運営費を補助した。	重度障がい者の受入先を増やすため、引き続き補助を継続する。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 2 区　未実施 20 区　不明 0 区）
	世田谷区・豊島区（いずれも運営費補助）
議会質問状況（要旨）	平成27年度9月会議　「障害者支援について（グループホームの充実）」 平成28年度2月会議　「障がい者の自立への支援について（グループホームの充実）」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-69	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	重度身体障がい者グループホーム運営支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	竹澤	内線	2693
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-20-02	重度身体障害者グループホーム費			
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 30年度　○ 29年度 ）	○ 建設事業　● それ以外の継続事業			
開始年度	○ 昭和　● 平成　18 年度	根拠法令等	荒川区重度身体障害者グループホーム事業補助要綱		
終期設定	○ 有　● 無　年度				
実施基準	○ 法令基準内　● 都基準内　○ 区独自基準	計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市		
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援		

目的

重度身体障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度身体障がい者グループホームに対し運営を支援する。

対象者等

以下の要件に該当する者を入居者とする重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人
障がい支援区分5又は区分6の者で①区内在住の者、②18歳以上の者、③入浴、炊事、食事等に全介助又は一部介助を要する者、④常時の医療ケアを必要としない者で、地域での生活が可能な者

内容

重度身体障がい者グループホームの運営費補助（おぐのあかり　西尾久5-15-15）
1　補助内容
　グループホーム運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費等を補助する。
2　補助方式
①1施設当りの年額を定めて補助する。（定員：5名　職員数：管理人1名、介助人2名以上）
　1施設あたり年額14,638千円運営費補助
②居室維持管理費補助金
　荒川区内からの入居者1人につき月額24,000円分を法人に補助（法人は家賃予定額から同額を減額して利用者から徴収する）　5人×24,000円×12月＝1,440,000円（年額）

経過

平成17年12月　施設予定地を決定
平成18年 1月　東京都へ建設事業補助金（20,000千円補助）交付申請
平成18年 4月　許可内示決定
平成18年 6月　建設着工（平成18年12月竣工）
平成19年 1月　事業開始

必要性

重度身体障がい者の地域での日常生活及び社会生活を支援するために、重度身体障がい者グループホームの運営を支援することが必要である。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合　● 常勤　○ 非常勤　○ 臨時職員 ）
重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人に補助を行う。
設置者：特定非営利活動法人あふネット

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	入居者延べ数(人)	60	60	60	60	60	各月の入居者数×実施月数
②							
③							

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	重度障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援を推進する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078
決算額（30年度は見込み）	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
入居者数（人）	5	5	5	5	5	5	5
居室維持管理費補助対象者数（人）	5	5	5	5	5	5	5

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	事業運営費、居室維持管理費	16,078	負担金補助等	事業運営費、居室維持管理費	16,078	負担金補助等	事業運営費、居室維持管理費	16,078

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用	給与関係費	734	711	▲ 23	行政収入 地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	16,078	16,078	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	38	77	39	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 16,850	▲ 16,866	▲ 16
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	16,850	16,866	16	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 16,850	▲ 16,866	▲ 16
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 16,850	▲ 16,866	▲ 16

備考	・行政費用のうち補助費等については、グループホーム運営法人への運営費補助分となっている。
問題点・課題	利用者の重度化が進む中で支援に従事するマンパワーが追いついていないため、今後も事業者の運営に必要な補助を継続する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	グループホームの運営に必要な補助内容を精査し、会計処理についても引き続き指導を継続する。	法内グループホームへ移行するため、指導助言を行った。	適正な管理運営が出来るよう、事業者へ継続して指導する。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 7 区　未実施 15 区　不明 0 区） 新宿区：2ヵ所 台東区：2ヵ所 目黒区：1ヵ所 世田谷区：1ヵ所 北区：1ヵ所 板橋区：1ヵ所 足立区：1ヵ所
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-70	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	親なき後支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
		担当者名	竹澤・鈴木・岩﨑	内線	2693

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-21-01	親なき後支援事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 30年度 ○ 29年度 ）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成 24 年度	根拠法令等	障害者グループホーム設置促進事業補助金交付要綱等	
終期設定	○ 有 ● 無 年度			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画	

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

世話人等による支援を受けながら暮らすことができるグループホーム（以下「ＧＨ」という。）を充実させるとともに、成年後見制度の利用の促進及び個人別ライフプランの作成支援を行うことにより、障がい者が住み慣れた荒川区で安心して暮らし続けることができるようにする。

対象者等

【ＧＨ設置促進補助】区内にＧＨを設置しようとする社会福祉法人等
【成年後見制度利用促進（区長申立による）】判断能力が不十分な知的・精神障がい者のうち、身寄りがいない場合等、当事者による申立てが期待できない状況にある人

内容

【ＧＨ設置促進補助】新設・増設経費のうち、東京都補助金の対象外経費に対し区が補助を実施する。
基準額：定員1人当たり800千円　補助率：3/4（備品等購入費、工事期間中の家賃・光熱水費等）
【成年後見制度利用促進】
①区長申し立て…本人に代わり契約行為・財産管理等を行う者又は本人による法律行為を助ける者を選任する成年後見制度について、本人申立てが困難な場合に区長が後見開始の申立てを行う。
②事務費及び後見料等助成…区長申し立てにより後見開始となった者のうち、生活保護受給者等の低所得者について後見等開始申立に係る事務費及び後見料を助成する。
③後見人等報酬助成…報酬付与審判において決定された額を成年後見人等に対し報酬として助成する。
【個人別ライフプラン作成支援】
障がい者の将来像を描き、現在の支援のあり方を見直す個人別ライフプランの作成を支援するためプランナーによる個別相談を実施する。

経過

平成23年 6月　研究会立ち上げ
平成24年 4月　事業開始
平成25年 7月　成年後見制度における後見料助成事業開始
　　障がい者就労施設優先調達等検討委員会を設置
平成26年 1月　成年後見制度パンフレットの作成
平成26年 3月　成年後見制度に係る講演会実施
平成26年 7月　荒川区自治総合研究所による「親なき後」に関する報告書の発行
平成27年度　個人別ライフプラン作成支援開始

必要性

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、食事等の日常生活における支援が必要不可欠であり、世話人による支援を受けながら暮らすことができるＧＨは必要不可欠である。また、障がい者本人だけでなく、家族等も親なき後について考える機会が必要になっている。

実施方法

（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）
ライフプランの作成支援を派遣職員が行う。

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	GH誘致数（床）	16	3	7	27	20	
②	区長申立て件数（件）	0	3	1	3	3	
③	ライフプラン相談件数（件）	52	239	257	280	300	27年度は4か月間のみ実施

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
重点的に推進	重点的に推進	障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を推進する。特にグループホームを必要とされている方々が、地域のグループホームに入居できるよう、さらに誘致を進めていく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	11,010	13,345	12,892	15,839	4,652	10,752	12,603
決算額（30年度は見込み）	0	2,861	8,417	7,065	1,793	2,793	12,603

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ＧＨ誘致数（床）	7	0	20	16	3	7	27
ライフプラン相談件数（件）				52	239	257	280
区長申立て件数			1	0	3	1	3

予算・決算の内訳

平成28年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	平成29年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	平成30年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
役務費	労働者派遣・診断書料等	1,236	役務費	労働者派遣・診断書料等	1,329	役務費	労働者派遣・診断書料等	1,834
負担金補助等	GH設置補助	547	負担金補助等	GH設置補助	1,215	負担金補助等	GH設置補助	9,000
公課費	公課金	10	扶助費	後見人等報酬助成	240	扶助費	後見人等報酬助成	1,080
			公課費	公課金	3	公課費	公課金	19
			需用費	消耗品	6	報償費	弁護人報酬他	660
						需用費	消耗品	10

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用 給与関係費	2,549	2,822	273	行政収入 地方税	0	0	0
物件費	1,235	1,335	100	国庫支出金	404	120	▲ 284
維持補修費	0	0	0	都支出金	202	473	271
扶助費	0	240	240	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	557	1,218	661	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	113	6	▲ 107
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	719	599	▲ 120
賞与・退職給与引当金繰入額	130	306	176	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 3,752	▲ 5,322	▲ 1,570
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	4,471	5,921	1,450	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 3,752	▲ 5,322	▲ 1,570
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 3,752	▲ 5,322	▲ 1,570

備考

・29年度は、後見人等報酬助成について実績があったため、扶助費240,000円の支払いがあった。行政収入については、地域生活支援事業補助金（国・都）及び、成年後見区長申立てに係る費用求償分（自己負担分）を受入れている。

問題点・課題

居住の場としてＧＨが必要とされているが、利用に伴う契約行為や金銭管理等の権利擁護についても制度等の周知をしていく必要がある。
ライフプランの作成支援について、障がい者やその家族、事業者に対してさらに周知する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き周知していく。	ライフプラン作成支援について、特別支援学校保護者会や障がい者団体へ、説明会を実施した。	ライフプラン作成支援について、引き続き周知していく。
②	社会福祉協議会と連携して周知や案内を行っていく。また、遠方施設の入所者についても状況把握を行う。	成年後見の相談はその都度社会福祉協議会と連携した。また、遠方施設の入所者については訪問の都度状況確認をした。	引き続き、社会福祉協議会と連携して周知や案内を行っていく。また、遠方施設の入所者についても状況把握を行う。
③			

他区の実施状況

（実施 21 区　未実施 1 区　不明 0 区）

国の「地域生活支援事業実施要綱」を根拠とする成年後見制度申立て及び成年後見人等の報酬助成を実施している。（直営か委託かは区ごとに異なる。）
ライフプランの作成支援については、他区での実施は無。

議会質問状況（要旨）

平成27年度6月会議　「地域福祉事業への支援について（グループホーム建設に対する区補助金の拡大）」
「グループホームの今後について」
平成28年度2月会議　「障がい者の自立への支援について（グループホームの充実）」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-02-31	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	障害者歯科対策事業費	部課名	健康部健康推進課	課長名	尾本
		担当者名	髙橋	内線	423

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-07-01	障害者歯科対策事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 30年度　○ 29年度 ）		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和　● 平成　2 年度	根拠法令等	歯科口腔保健の推進に関する法律第9条	
終期設定	○ 有　● 無　年度			
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　○ 区独自基準	計画区分	○ 計画　● 非計画	

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援

目的

障がい者の口腔内の状態は良好とは言えず、むし歯や歯周病などの罹患率は高い。口腔衛生管理も困難なことが多く、歯科治療体制に関する要望も高い。このため、健診や個別指導を行いながら、口腔疾患の重症化予防を強化し必要な受診勧奨を行う。また、自己管理や医療機関での定期的な受診が可能となるよう支援を強化し、地域で支える障害者歯科医療の推進を行う。

対象者等

心身障がい者等

内容

1　障がい者歯科相談室
　実施期間：年16回・予約制
　周知方法：区報、障がい者施設への歯科相談室の勧奨通知
　内容：歯科健診・保健指導・歯みがき指導・地域歯科医療機関や都立病院等に受診勧奨
2　障がい者施設への出張口腔健康教育
　実施回数：年約5回
　内容：口腔健康教育・歯みがき指導

経過

平成12年度：検診歯科医師を2名から1名に減
平成15年度：検診歯科医師の報償費を一般賃金に変更
平成16年度：障がい者施設への出張口腔健康教育の実施増を行い、事業の充実を図った。
平成23年度：障がい者歯科相談室の希望者数増加により実施回数増　年12回→年16回
平成24年度：他事業との重複により雇上げ歯科衛生士増16名→20名
平成30年度：他事業との重複により雇上げ歯科衛生士増20名→32名（2名×16回）

必要性

障がい者は自己の口腔管理も困難であることが多い。また障がいにより歯科治療を受けにくく口腔状態が悪化してしまう。このため、歯みがきを中心とした口腔疾患予防の支援や教育を、個別または作業所等の福祉施設で継続して行う必要性が高い。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合　● 常勤　● 非常勤　● 臨時職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	指標に関する説明
①	受診希望者数	219	218	218	221	200	③の根拠
②	予約枠（人）	400	400	400	400	400	③の根拠
③	年間予約可能回数	1.8	1.8	1.8	1.8	2.0	予約枠（人）／受診希望者数

事務事業の分類 30年度	31年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	障がい者の口腔保健向上のため重要な事業である。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	722	719	717	717	717	728	847
決算額（30年度は見込み）	719	718	710	710	700	722	847

実績の推移 事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
受診者数	284	263	291	310	326	247	304

予算・決算の内訳

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	歯科医師・歯科衛生士	650	賃金	歯科医師・歯科衛生士	672	賃金	歯科医師・歯科衛生士	792
需用費	器具・器材等	50	需用費	器具・器材等	50	需用費	器具・器材等	55

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政費用	給与関係費	1,182	1,171	▲ 11	行政収入 地方税	0	0	0
	物件費	700	722	22	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	63	157	94	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 1,945	▲ 2,050	▲ 105
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,945	2,050	105	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 1,945	▲ 2,050	▲ 105
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 1,945	▲ 2,050	▲ 105

備考

直営実施のため、給与関係費の割合が高くなっている。物件費は歯科医師、歯科衛生士の賃金と消耗品費で構成されている。

問題点・課題

障害のある方にとっては、日常的な口腔ケアだけでなく、歯科医療機関等での定期的な歯科健診や予防処置を受けることが重要である。日常的な口腔ケアが身に付くよう福祉作業所等での口腔健康教育を行い、身近なかかりつけ医での受診ができるよう健診や個別の歯みがき指導を定期的に行うことで、口腔内の状況を維持することが必要である。また、家族や施設の職員が日常の口腔ケアの介助や定期的な歯科健診、予防処置の大切さを理解できるよう、引き続き普及啓発を行っていく。

また、本事業を利用できる状況にありながら来所に至らないケースがないようにしていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業の重複や会場確保の関係で年16回の実施の調整が困難となっている。継続した実施ができるよう体制を整える。	事業の継続した実施ができるよう他事業とのスケジュール調整を図った。	本事業の対象者に漏れがないよう、関係機関でも周知を行い、歯と口の健康に関する普及啓発を継続して行っていく。
②			
③			

他区の実施状況

（実施 16 区　未実施 6 区　不明 0 区）

議会質問状況（要旨）

平成12年度決算特別委員会　障がい者歯科医療の現状、口腔保健センター建設について